第1章 洲本市の特徴

1 ① 洲本市の特徴

（1）概況

1）洲本市の位置・特徴

総面積 182.38㎢で、神戸・大阪まで 50 ～ 70㎞の距離にあり、本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断するほか、国道 28 号や主要地方道が島内の地域拠点間を結ぶなど、都市間、地域間交通の要衝として重要な地位を占めています。

宿泊客数は県内４位と淡路島内でも最高位につけるものの、日帰り客を含む総入込客数は淡路島内で最も低く、県内 25 位となっています。

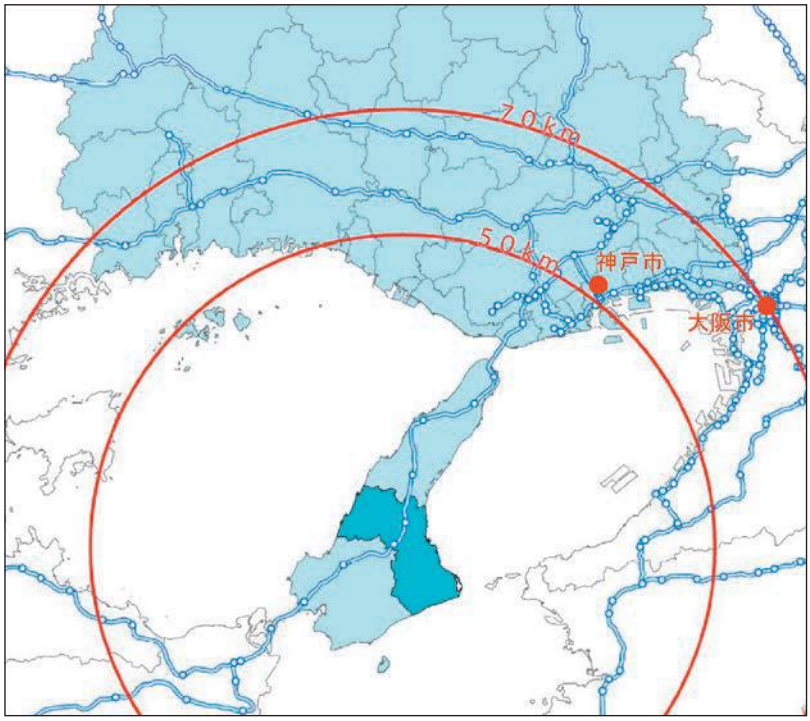

■洲本市の位置

■県内市町村の宿泊・日帰り客数（令和元（2019）年）

	宿泊客		日帰り客		総入込客数	
	客数（千人）	県内順位	客数（千人）	県内順位	客数（千人）	県内順位
神戸市	4,770	1 位	30,650	1 位	35,420	1 位
豊岡市	1,104	2 位	2,754	9 位	3,858	8 位
姫路市	941	3 位	8,201	5 位	9,142	4 位
洲本市	641	4 位	537	33 位	1,178	25 位
尼崎市	437	5 位	1,724	20 位	2,161	17 位
南あわじ市	420	6 位	2,183	14 位	2,603	12 位
明石市	295	7 位	5,619	6 位	5,914	6 位
香美町	284	8 位	985	27 位	1,269	22 位
赤穂市	281	9 位	1,220	21 位	1,501	21 位
西宮市	236	10 位	11,970	2 位	12,206	2 位
新温泉町	228	11 位	844	30 位	1,072	28 位
養父市	181	12 位	887	29 位	1,068	29 位
淡路市	180	13 位	8,642	4 位	8,822	5 位

出典：県観光政策課「兵庫県観光客動態調査報告書」

2）景観

中心市街地が形成されている洲本地域には、洲本バスターミナルや大規模商業施設、レンガ造りの旧工場など、拠点性を有した景観が広がっていることに加え、レクリエーションの場となる海沿いの景観や、碁盤の目状に町割りが形成された本町や栄町などの城下町の風情が残る景観などが存在しています。

また、中心市街地から南東にある小路谷地区においては用途地域が指定されており、サントピアマリーナに代表されるリゾート施設が立ち並ぶなど様々な都市的景観が存在しています。

一方で、五色地域においては、水田と小さな丘が交互に存在する中に集落が立ち並ぶ豊かな自然的景観を有しており、島ならではの海と山の豊かな景観を持ち合わせています。

■洲本市の風景

3）歴史

本市の位置する淡路島は、古くから人々の営みが盛んな地域で、市内にも武山遺跡をはじめ、縄文、弥生時代の遺跡が数多く存在します。

大和朝廷の時代には「御食国（みけつくに）」の一つとして、山海の幸を大和朝廷に献上した食材の宝庫であるとともに、畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられていました。

室町時代末期には、熊野水軍の安宅氏により三熊山に洲本城が築かれ、安宅一門が淡路島一円で権勢を誇っていましたが、数々の政変の後、豊臣秀吉の淡路攻めによって征服され、洲本に腹心の脇坂安治を置き淡路水軍を統率しました。

江戸時代には、徳島藩主蜂須賀氏（筆頭家老稲田氏）が島内の統治を行うようになり、淡路を治める拠点を由良から洲本へと移したことで、城下町が形成されました。また、江戸時代末期には、蝦夷地開拓の功労者であるとともに、日露関係の仲介役としても歴史に名を残す高田屋嘉兵衛をはじめ、多くの海運業者を輩出しました。

明治４（1871）年、廃藩置県により名東県（徳島県が改称）となり、明治９（1876）年に兵庫県に編入されました。本市には裁判所や税務署が設置され、島内の行政拠点としての地位を保持するとともに、明治後期には紡績工場が立地し、商工業の中心地としての役割も高まりました。

その後、昭和 60（1985）年には大鳴門橋、平成 10（1998）年には明石海峡大橋が開通し、淡路島は本州・四国と「陸続き」になり、本市は、島内外の交流を図る重要な拠点となっています。

4）沿革

旧洲本市は、明治 22（1889）年の町村制により洲本町となり、その後隣接村との合併が行われ、昭和 15（1940）年に市制を施行し、昭和 22（1947）年に上灘村、昭和 30（1955）年に由良町、中川原村、安乎村を編入し、さらに昭和 32（1957）年に広田村の納・鮎屋地区を編入して旧洲本市が形成されました。

一方、旧五色町は、明治 22（1889）年に都志村、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村が誕生し、うち、都志村は大正 13（1924）年に町制を施行し、昭和 31（1956）年にこれら５町村が合併し、旧五色町が誕生しました。

そして、全国的に市町村合併が進む中で、平成 18（2006）年２月 11 日に旧洲本市、旧五色町が合併して現在の「洲本市」が誕生しました。

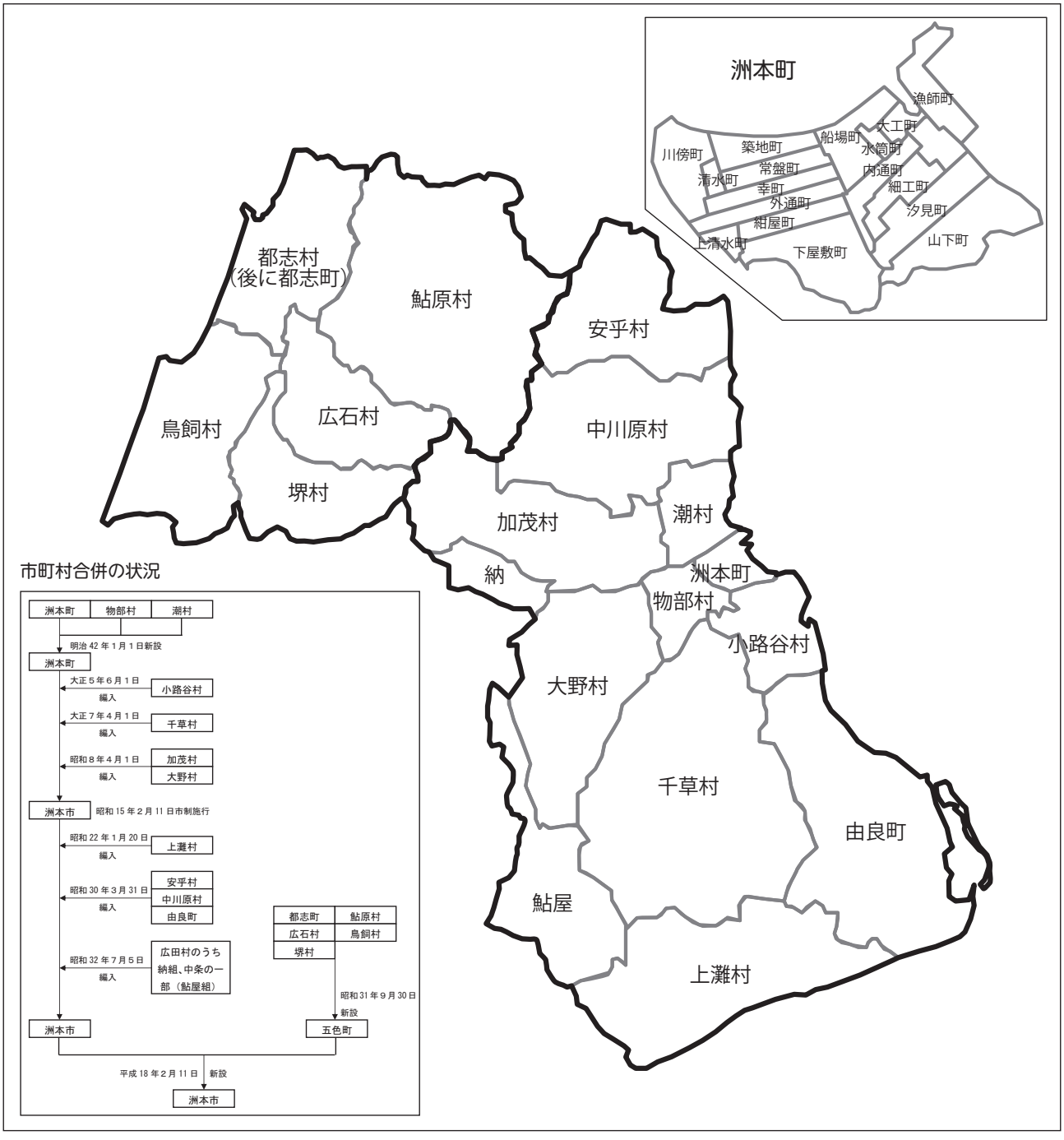

■洲本市の合併沿革

5）地形

地形については、中央部の先山（標高 448 メートル）を中心にした山地が続き、その東側の市街地には平野が広がり、島内でも有数の流域面積を誇る洲本川が大阪湾に注いでいます。また、西側の五色地域にはなだらかな丘陵地帯が広がっており、農業用ため池が点在しています。

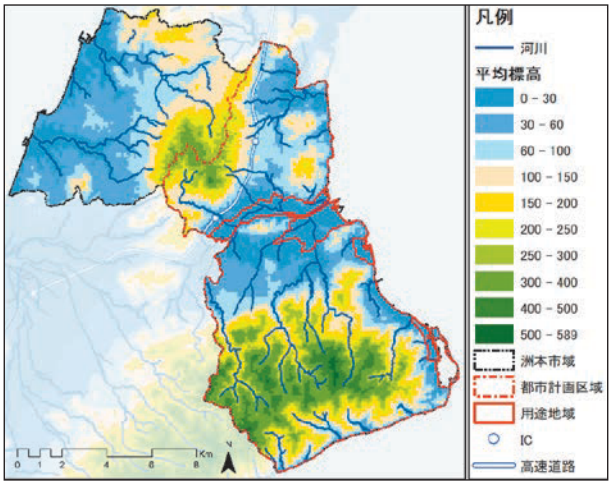

■洲本市の地形及び水系

出典：基盤地図情報、国土数値情報

6）水系・自然（植生）

洲本地域の大部分が洲本川水系となっており、北部は岩戸川水系となっています。また、由良地区には平地が少ないためか、目立った水系は存在していません。五色地域では、都志川水系、鳥飼川水系に大きく分けられており、これらから、かつての行政界は概ね水系界によって分けられていたことが見て取れます。

本市の植生をみると、市を南北に縦断する平地や、五色地域の丘陵地には水田雑草群落が多く分布しています。また、五色地域の斜面地には竹林が多く分布し、その背後に樹林地が広がっています。本市東部の海沿いには海岸が広がるため、砂丘植生や自然裸地が多く分布しています。

一方、市の南部は大半が樹林地となっており、急峻な地形からか海沿いにも砂丘植生や自然裸地は見られません。

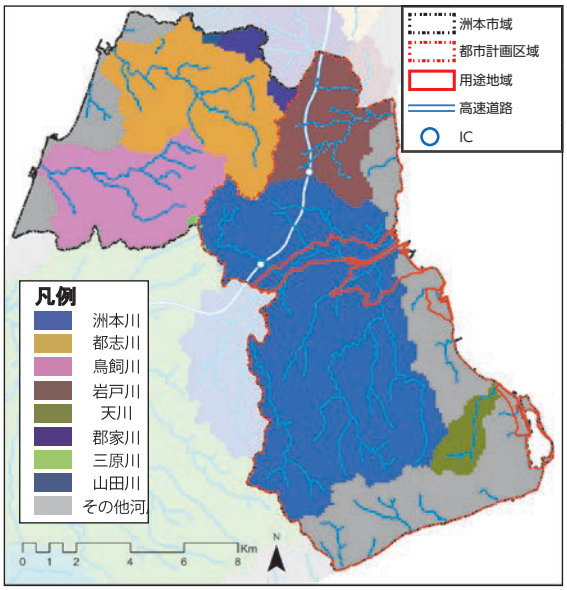

■水系図

出典：国土数値情報

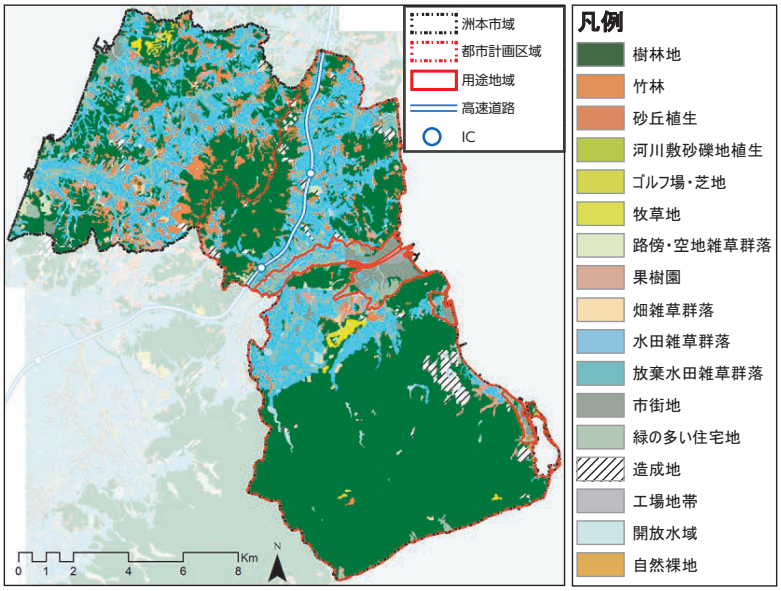

■植生図

出典：植生調査（生物多様性センター）

（2）人口

1）総人口・年齢３区分別人口

本市の総人口は令和２（2020）年現在で約 4.1 万人・高齢化率は 36.8％であり、25 年前の総人口 52,839 人から約 22％減少、高齢化率も約 16％増加していることから、人口減少･高齢化が進展しており、国立社会保障･人口問題研究所（平成 30（2018）年）の推計では、今後もこの傾向が続くとみられています。

また、25 年後は、総人口約 2.6 万人、高齢化率は 47.1％と、より急激な人口減少・高齢化が進展すると予測されています。

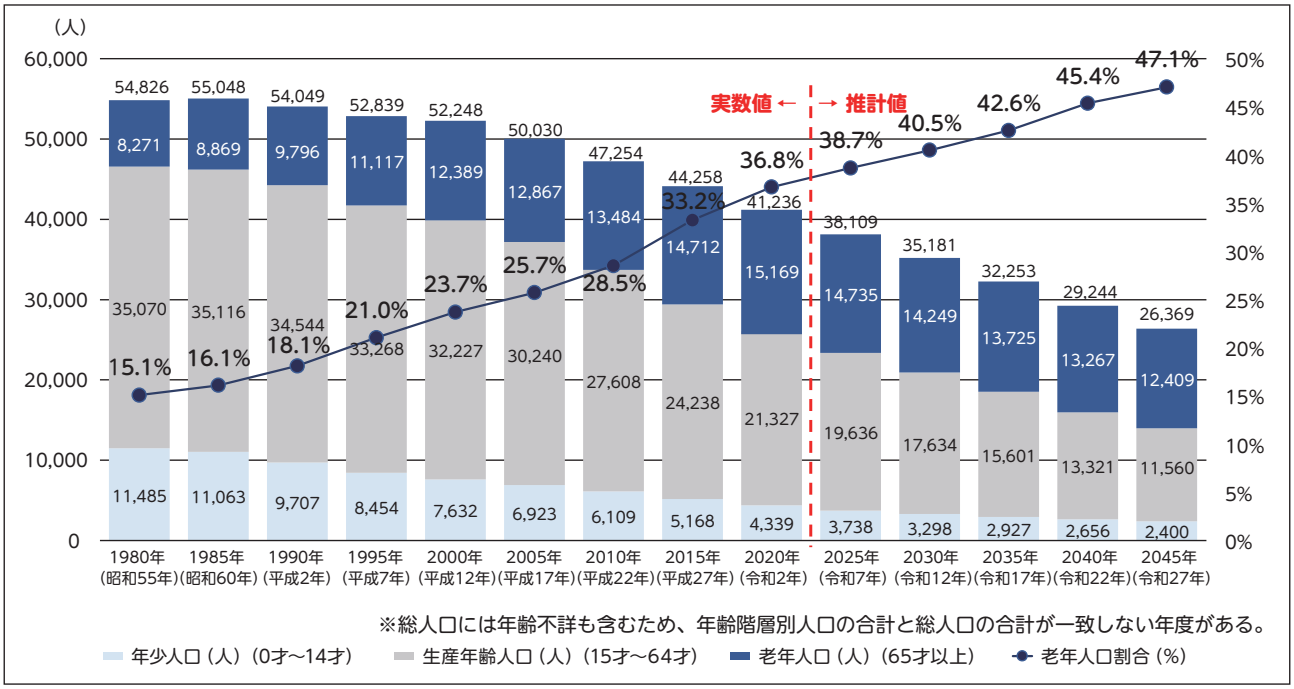

■総人口・年齢３区分別人口

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

2）人口集積地

平成 27（2015）年の 100 mメッシュ人口を見ると、１ヘクタールあたり 40 人以上（適正な市街地の人口密度の目安）のメッシュはおおむね本市の用途地域に集中して分布し、人口が集中していることが伺えますが、一方で、用途地域から南西部に位置する大野地区や南部に位置する千草地区、都市計画区域外の五色地域の沿道、特に大谷鮎原神代線においても、40 人以上のメッシュが確認できます。

また､平成 27（2015）年と令和 27（2045）年の 100 mメッシュ人口を比較すると､令和 27（2045）年には、１ヘクタール当たり 40 人以上のメッシュは減少し、中心市街地においても 20-30 人程度のメッシュが多く分布すると予測されています。また、五色地域に分布する 100 mメッシュについては、多くが 0-5 人となることが予測されています。

本市の過去 40 年間の人口集中地区（以下、DID）の変遷を見てみると、昭和 50（1975）年の時点では、由良地区にも DID が存在し、人口密度も 80.3（人 /ha）でありましたが、以降は、面積とともに DID 内人口密度は減少し続け､昭和 55（1980）年には由良地区の DID が消滅し､平成 27（2015）年現在では 37.6（人 /ha）と、昭和 50（1975）年の半数以下となっています。加えて、適正な人口密度の基準である 40（人 /ha）をも下回っています。

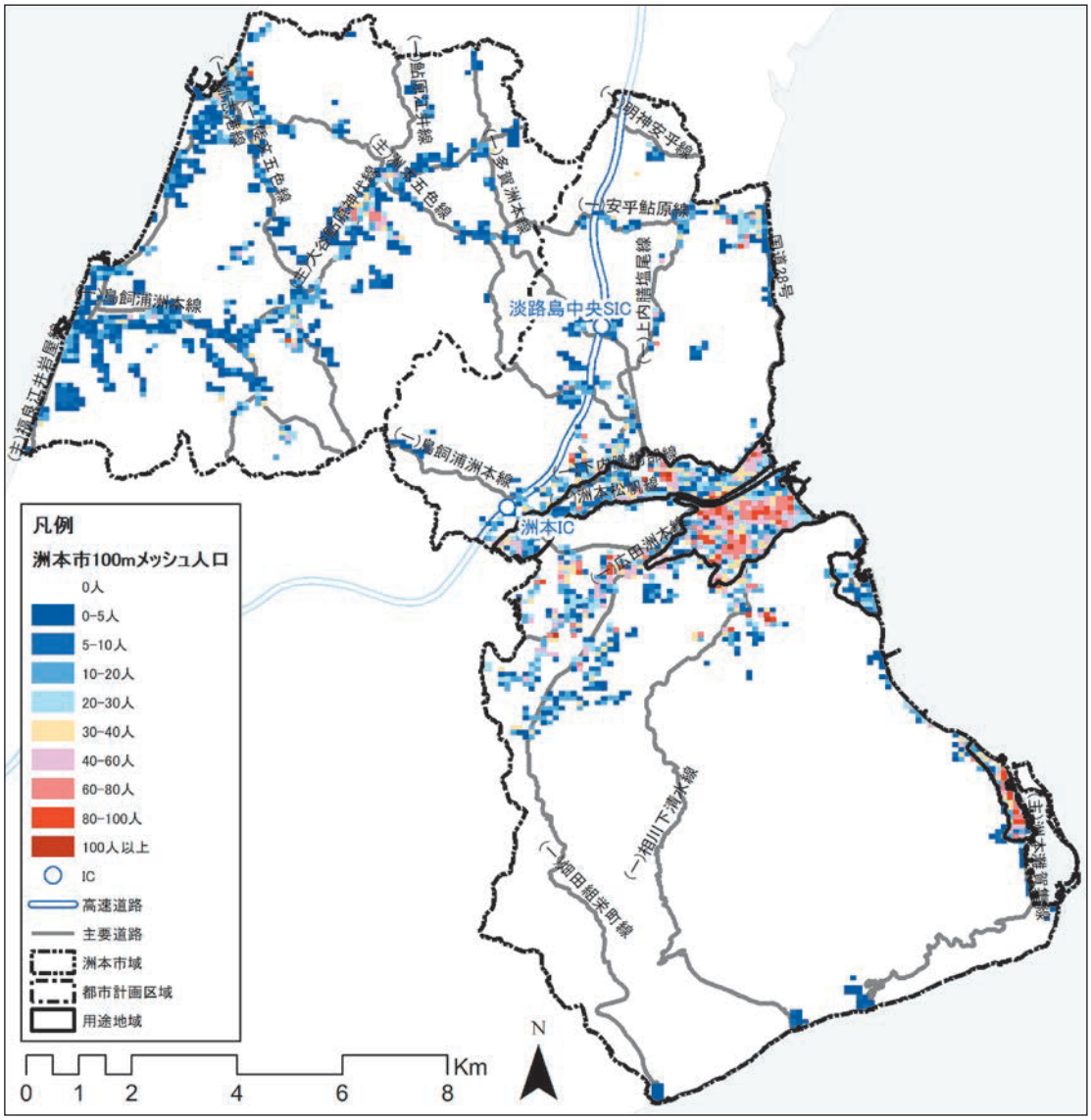

■ 100m メッシュ人口（平成 27（2015）年）

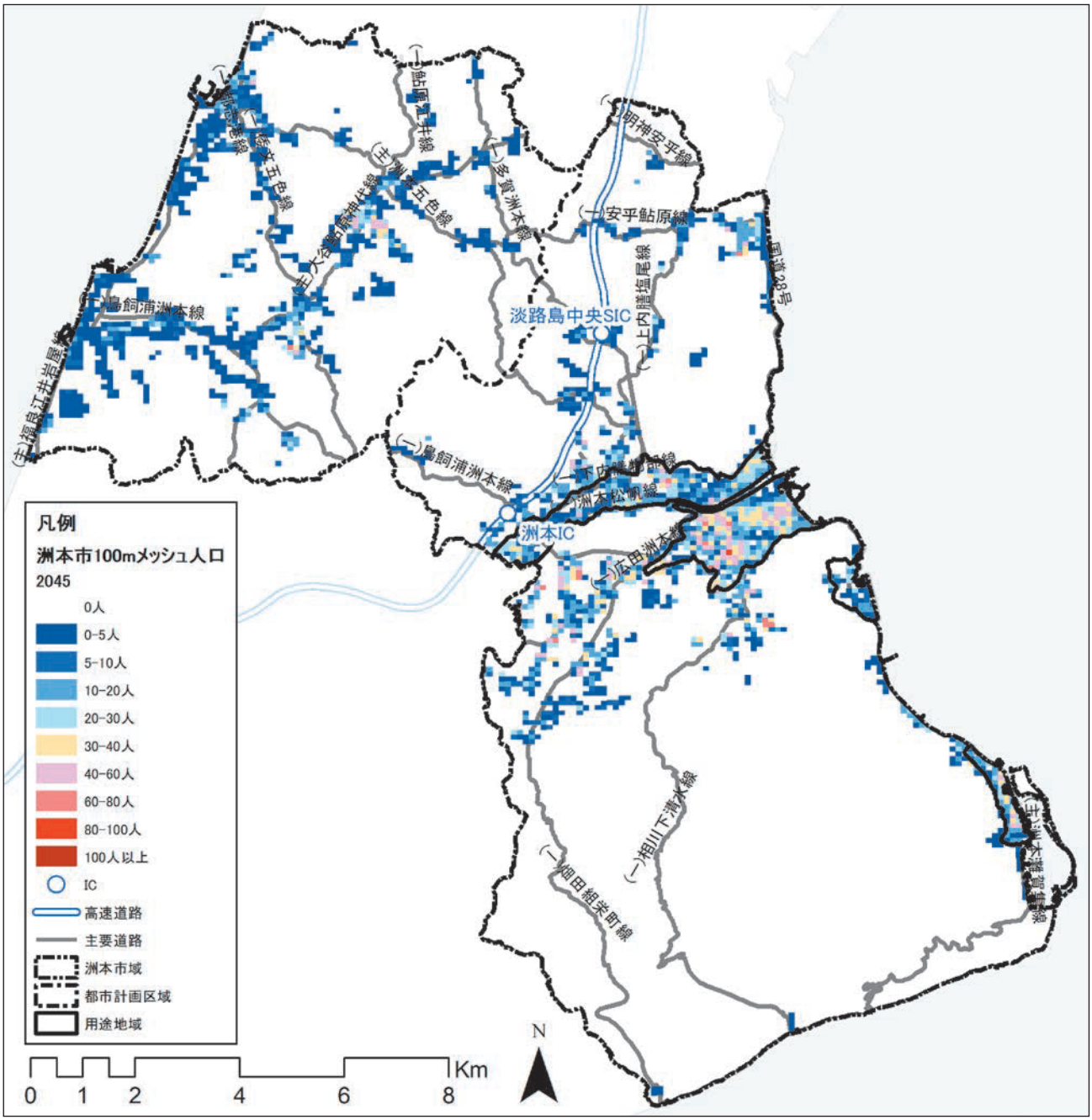

■ 100m メッシュ人口（令和 27（2045）年）

出典：国土数値情報より加工

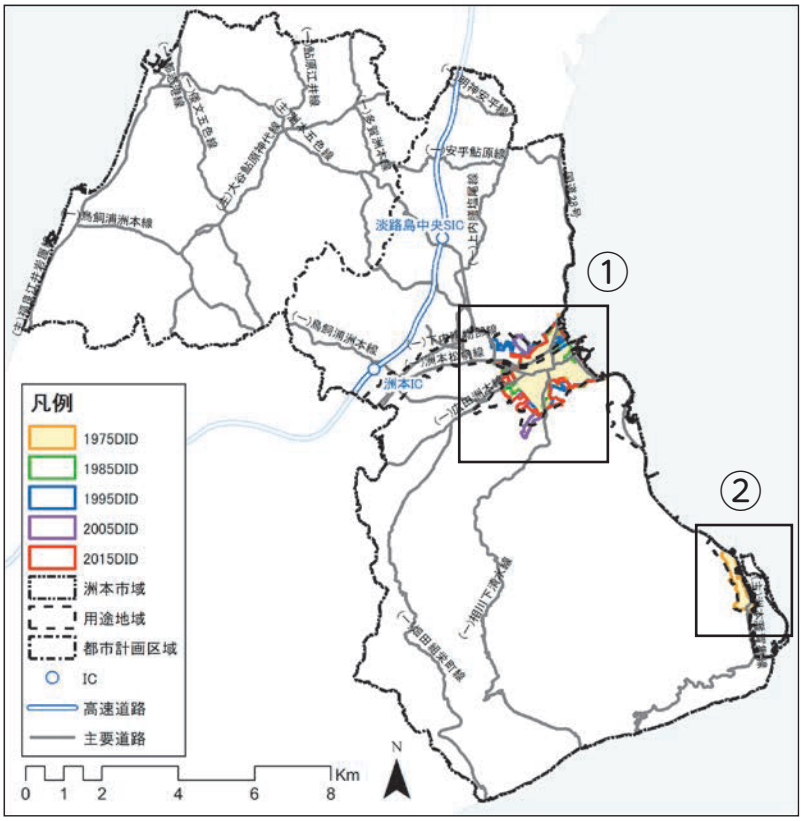

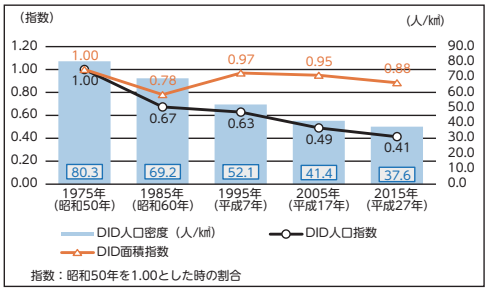

	1975 年（昭和 50 年）	1985 年（昭和 60 年）	1995 年（平成 7 年）	2005 年（平成 17 年）	2015 年（平成 27 年）
DID 人口（人）	25,704	17,311	16,148	12,590	10,645
DID 面積（ha）	320	250	310	304	283
DID 人口密度（人 /ha）	80.3	69.2	52.1	41.4	37.6

■ DID の人口、面積、人口密度

出典：国勢調査

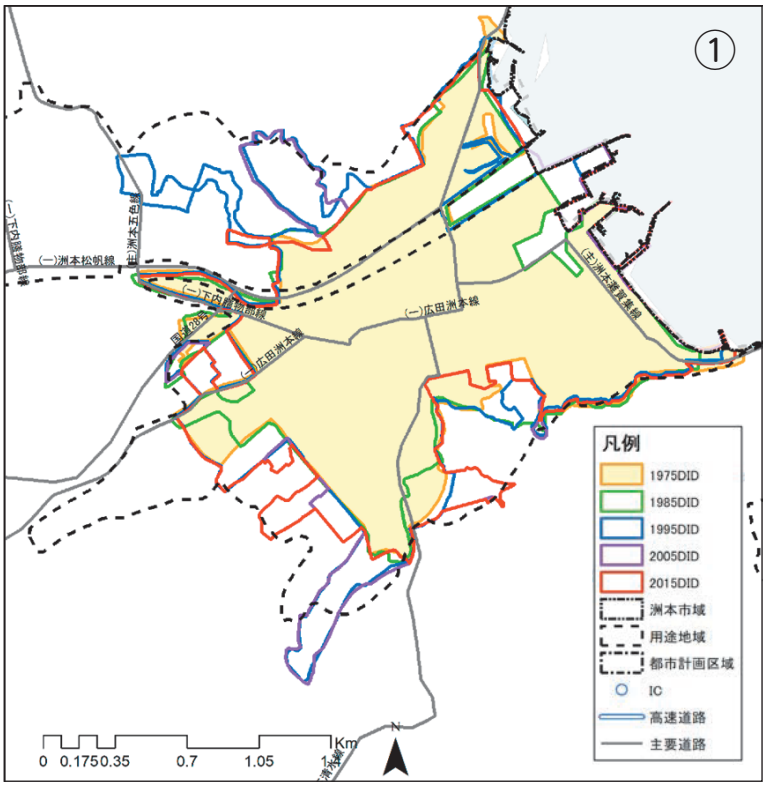

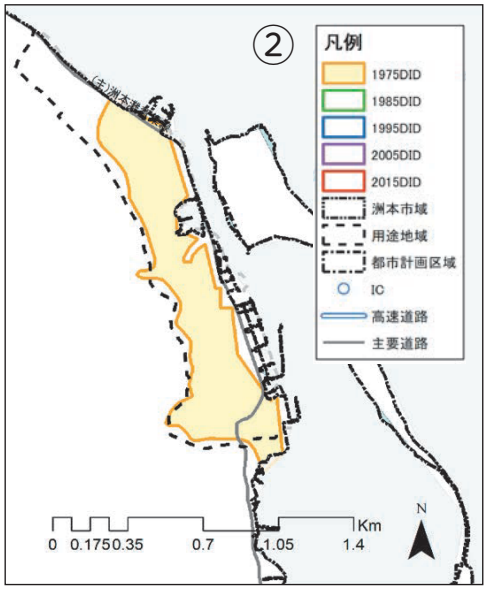

■洲本市の各年の DID の範囲

出典：国勢調査

3）転入転出状況

本市の平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけての、過去５年間の転入・転出状況を見ると、トータルで転出超過であり、特に、島外の市町村のみならず、同じ島内の市においても転出超過となっています（淡路市 79 人･南あわじ市 89 人）。島外市町村を見ると神戸市への転出が最も多く、168 人で、次いで明石市へ 52 人、大阪市へ 44 人が転出しており、関西地方への転出が進んでいます。

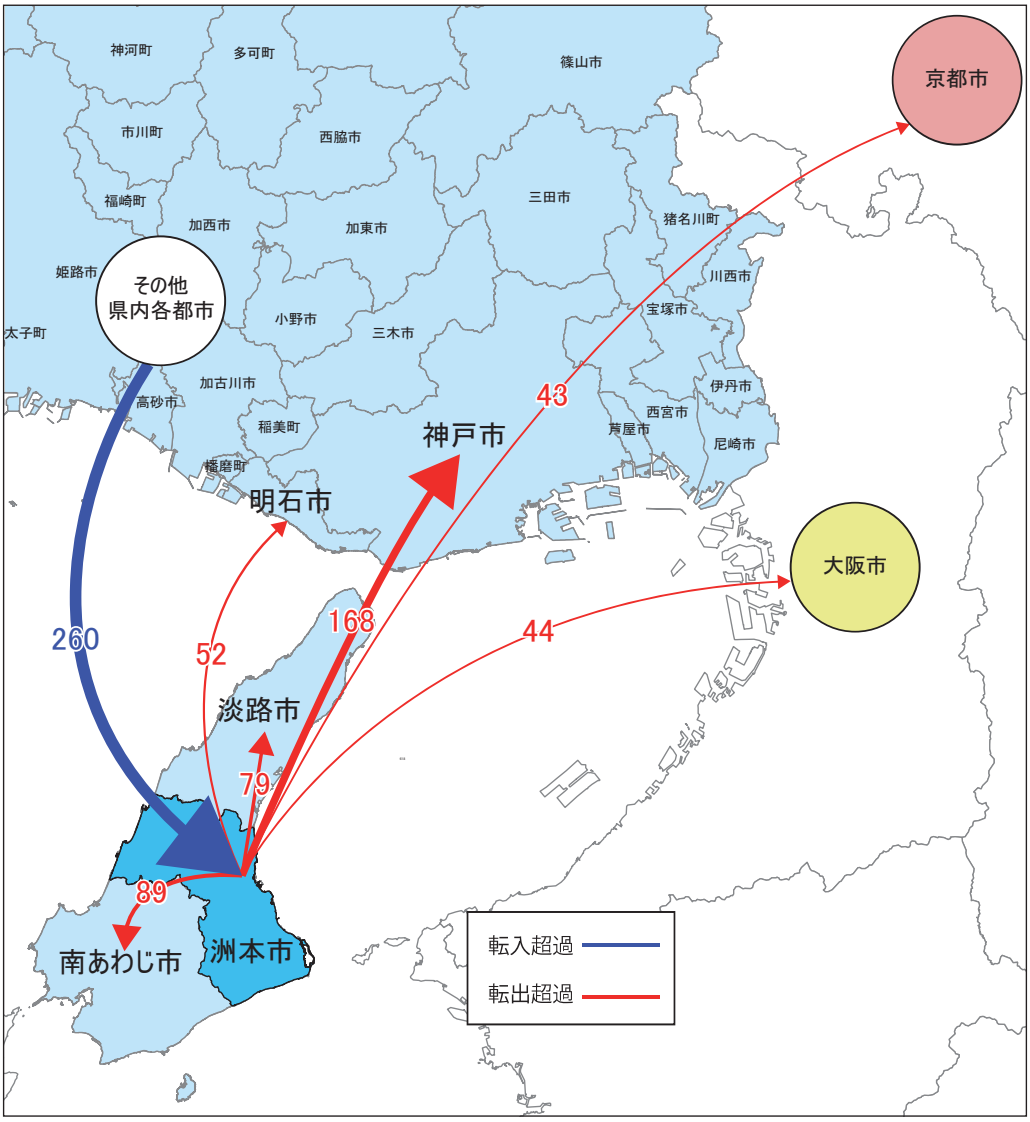

転出入元	洲本市の転出入（転入－転出）			
	男	女	男女計	割合
洲本市				
南あわじ市	－ 46	－ 43	－ 89	－ 0.2%
神戸市	－ 41	－ 127	－ 168	－ 0.4%
淡路市	－ 22	－ 57	－ 79	－ 0.2%
大阪市	－ 22	－ 22	－ 44	－ 0.1%
明石市	－ 30	－ 22	－ 52	－ 0.1%
京都市	－ 27	－ 16	－ 43	－ 0.1%
その他	192	68	260	0.6%
合計	4	－ 219	－ 215	－ 0.5%

注）割合は、当該市町の常住者総数に対する割合

■平成 22（2010）年から平成 27（2015）年の間の洲本市の転出入の状況

出典：国勢調査

（3）土地利用

1）地域地区の指定状況

本市の用途地域は、中心市街地、小路谷地区、由良地区に指定されており、住居系用途地域が約 67.1%（500ha）、商業系用途地域が 13.4%（100ha）、工業系用途地域が 19.5%（146ha）となっています。

風致地区は、風致地区の第１種及び第３種について、４箇所（潮 347ha、太郎池 74ha、三熊山 406ha、先山 365ha）の地区指定を行っています。風致地区では、都市における風致を維持するため、建築物の建築などの行為が規制されており、第３種より第１種のほうがより厳しい規制となっています。

準防火地域は、建築物などの防火性能を集団的に向上させることで、火災の延焼拡大を抑制するために指定されており、本市では中心市街地のうち 46ha に地域指定を行っています。

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾地域と一体として機能すべき陸域を指定するもので、都市計画決定されている区域としては、洲本港周辺（4.5ha）、古茂江港（2.9ha）及び由良港周辺（3.2ha）の陸域において地区指定を行っています。

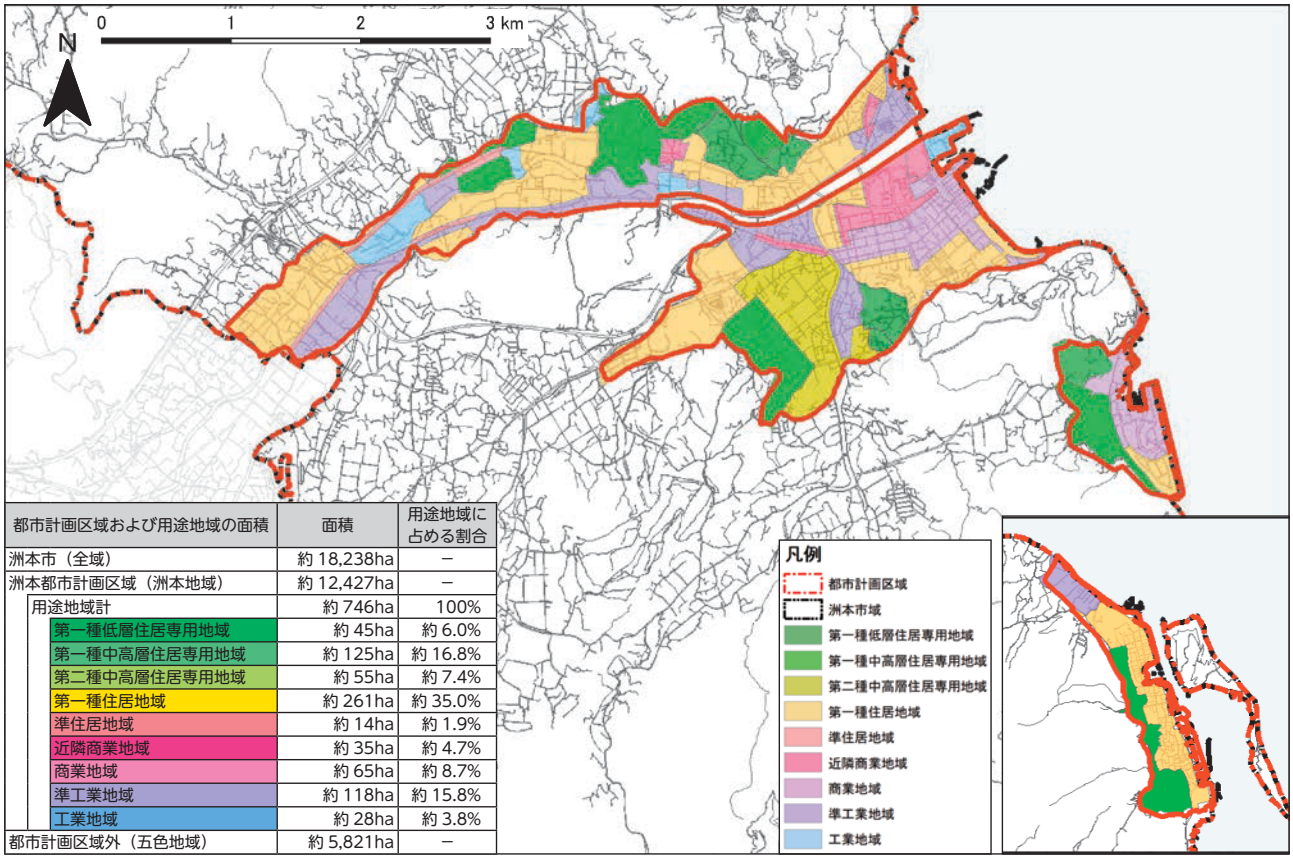

都市計画区域および用途地域の面積	面積	用途地域に占める割合
洲本市（全域）	約 18,238ha	−
洲本都市計画区域（洲本地域）	約 12,427ha	−
用途地域計	約 746ha	100%
第一種低層住居専用地域	約 45ha	約 6.0%
第一種中高層住居専用地域	約 125ha	約 16.8%
第二種中高層住居専用地域	約 55ha	約 7.4%
第一種住居地域	約 261ha	約 35.0%
準住居地域	約 14ha	約 1.9%
近隣商業地域	約 35ha	約 4.7%
商業地域	約 65ha	約 8.7%
準工業地域	約 118ha	約 15.8%
工業地域	約 28ha	約 3.8%
都市計画区域外（五色地域）	約 5,821ha	−

■用途地域面積の内訳

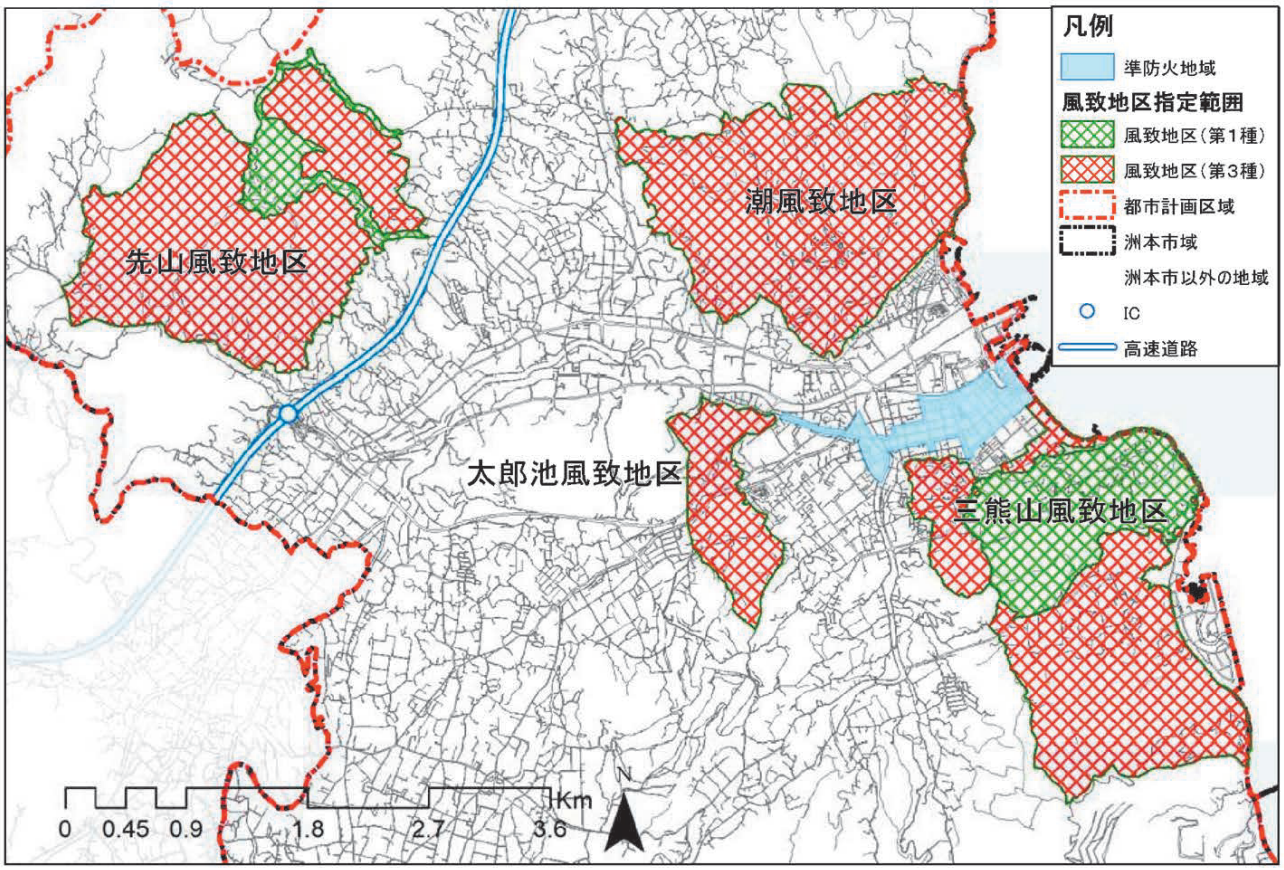

■風致地区及び準防火地域の指定範囲

■風致地区の指定状況

名称		風致地区		
		第１種	第３種	計
三熊山風致地区		139.5ha	266.5ha	406.0ha
太郎池風致地区		−	74.0ha	74.0ha
先山風致地区		45.6ha	319.4ha	365.0ha
潮風致地区		−	347.0ha	347.0ha
計		185.1ha	1006.9ha	1192.0ha
参考	高さ	10m 以下	15m 以下	
	建蔽率	20% 以下	40%以下	
	道路からの後退距離	3ｍ以上	2ｍ以上	
	隣地からの後退距離	1.5m 以上	1ｍ以上	
	緑地率	50% 以上	30% 以上	
	建築物の接する地盤面の高低差	6ｍ以下		
	その他	建築物の位置・形態・意匠が、その土地及びその周辺の区域における風致と著しく不調和でないこと		

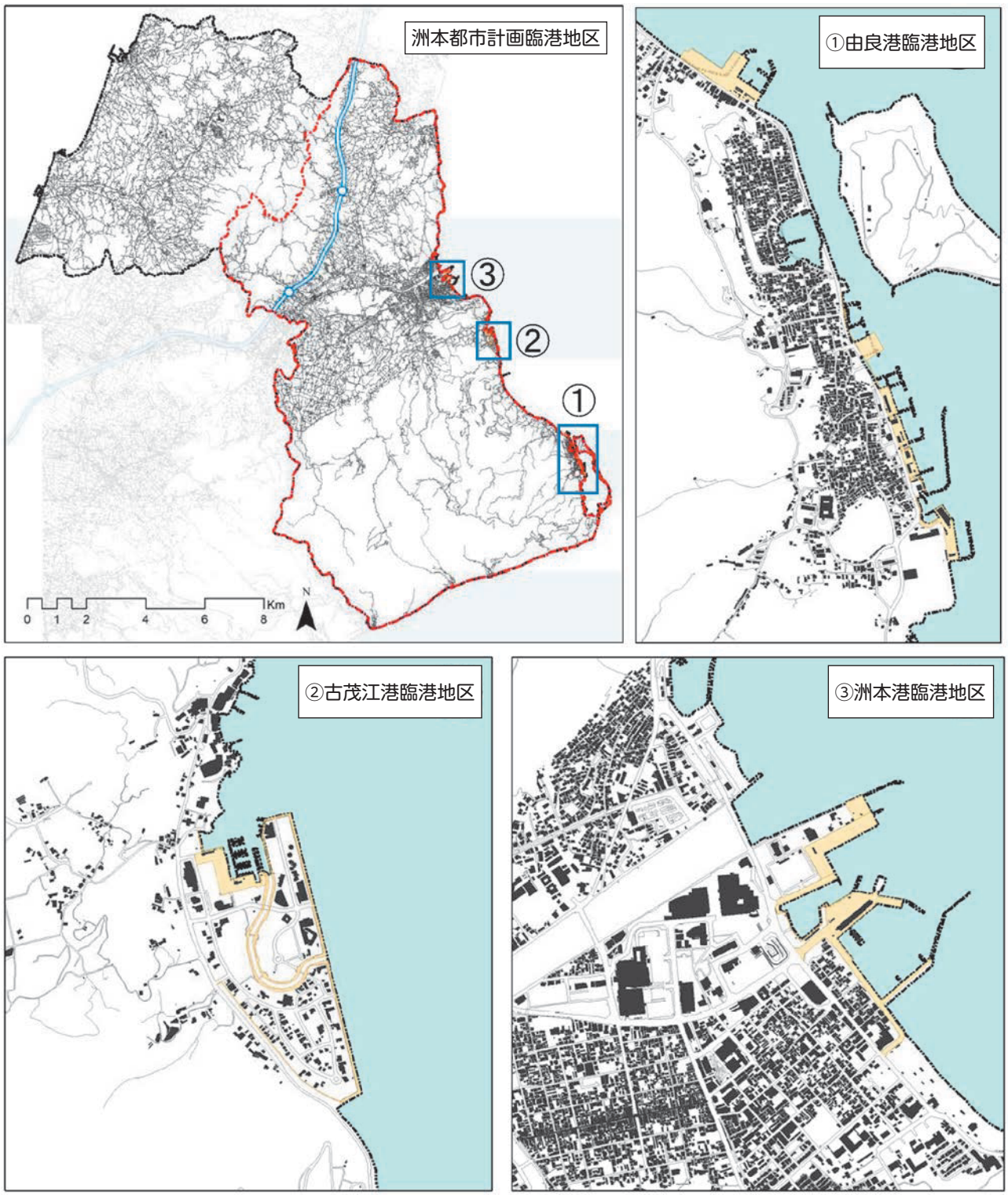

■臨港地区指定図

2）土地利用面積割合

本市は、総面積 182.38㎢を有しており、その構成は、農用地が約 14%、森林が約 57%であるのに対し、宅地が約４%、道路が約３%、水面・河川・水路が約４%、その他が約 18%となっています。

特に、農用地や森林の占める割合が高いことから、緑豊かな自然環境の中に発達した市街地とその周辺を田園居住地域が包み込む構造となっています。

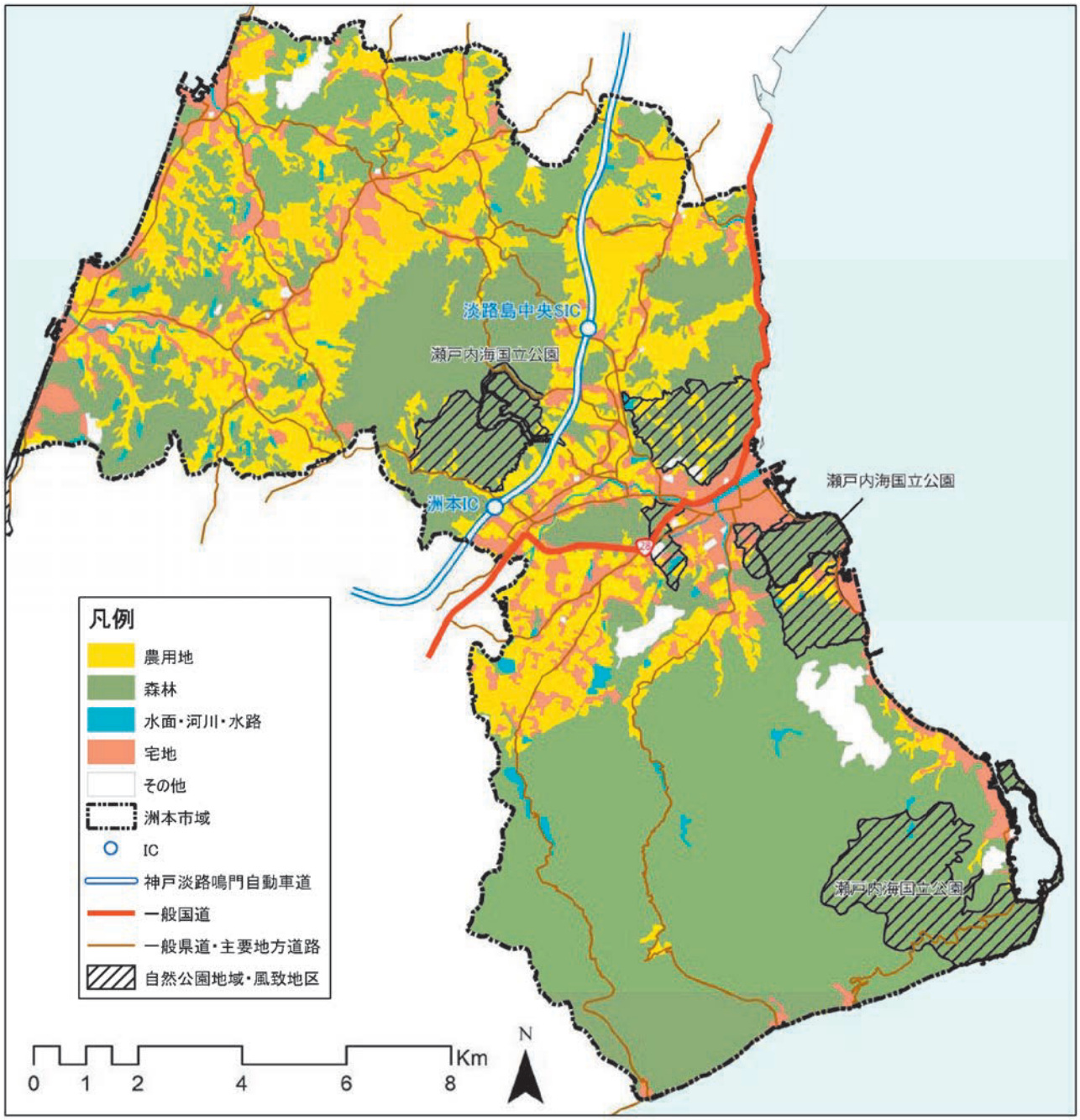

■土地利用現況図

出典：都市計画基礎調査より一部加工

3）空き家

平成 30（2018）年住宅・土地統計調査によると、本市の「その他の住宅 *1」は 12.7%と、兵庫県（5.7%）、全国（5.6%）の値を大きく上回っています。また同様に、二次的住宅の割合も 3.5%を占めているなど、居住世帯のない住宅が多くなっています。

また、洲本市空家等対策計画によると、本市の空き家数は 1,926 件であり、建物全体（42,524 件 *2）の約 4.5%を占めています。

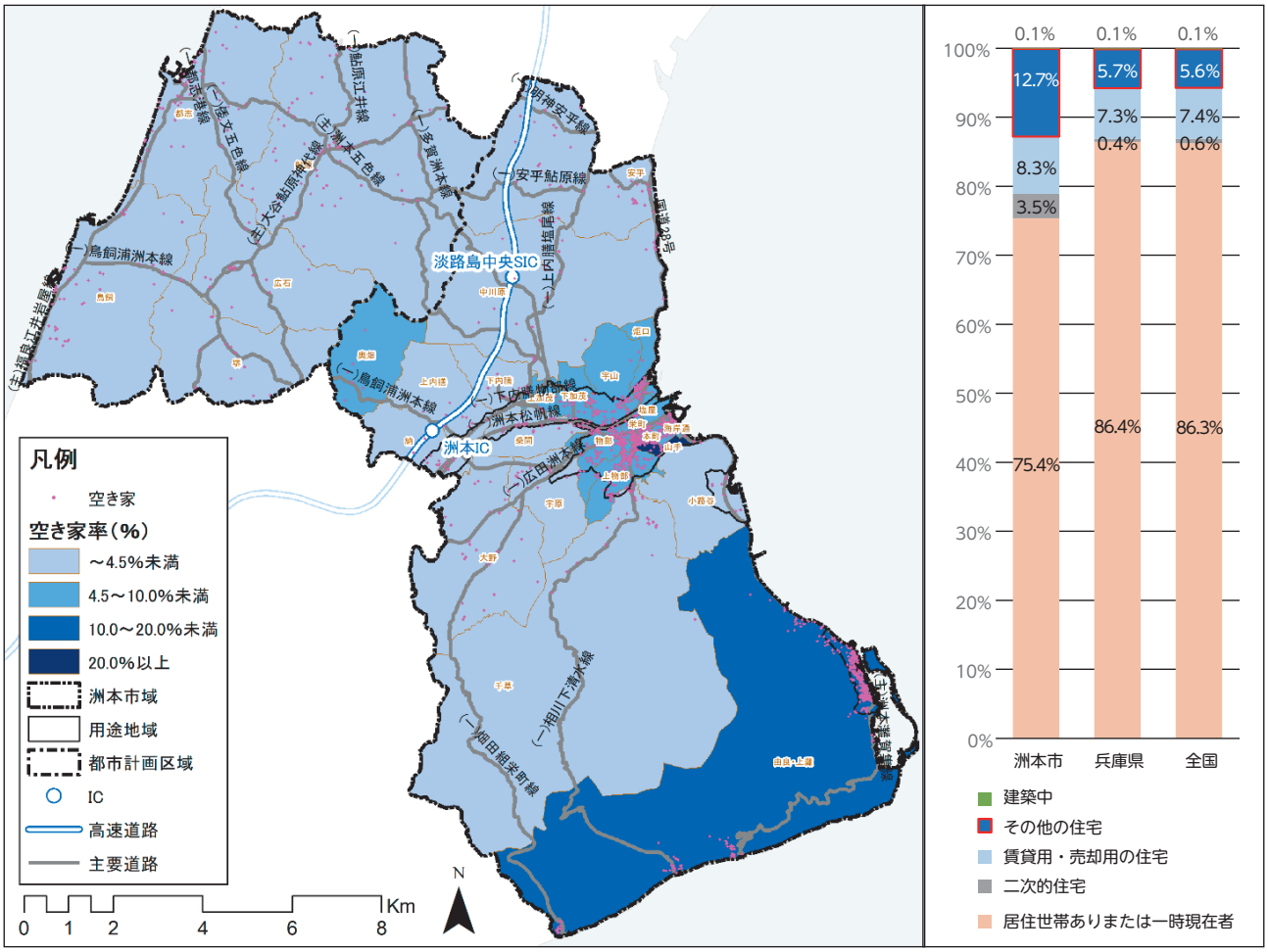

■空き家の分布状況及び地区別の空き家率、洲本市と全国及び兵庫県との住宅種別構成の比較

出典：平成 30（2018）年住宅・土地統計調査、洲本市空家等対策計画

＊1：賃貸売却用や二次的住宅でない居住世帯のない住宅のことを指す
＊2：平成 27（2015）年 1 月 1 日現在

4）土地利用転換状況

過去 10 年間の農地転用及び新築動向をみると、農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加による競争力低下、農地の荒廃化などから、経営耕地面積は減少傾向にあり、用途地域や中心市街地の南西部の大野地区、南部の千草地区の農地の転用が進んでいます（過去 10 年間で洲本市全域で約 38ha の農地が転用）。

また、住家などの建築動向においても、大野、千草地区で顕著になっているほか、安乎地区周辺においても農地転用、新築共に集中していることが伺えます。

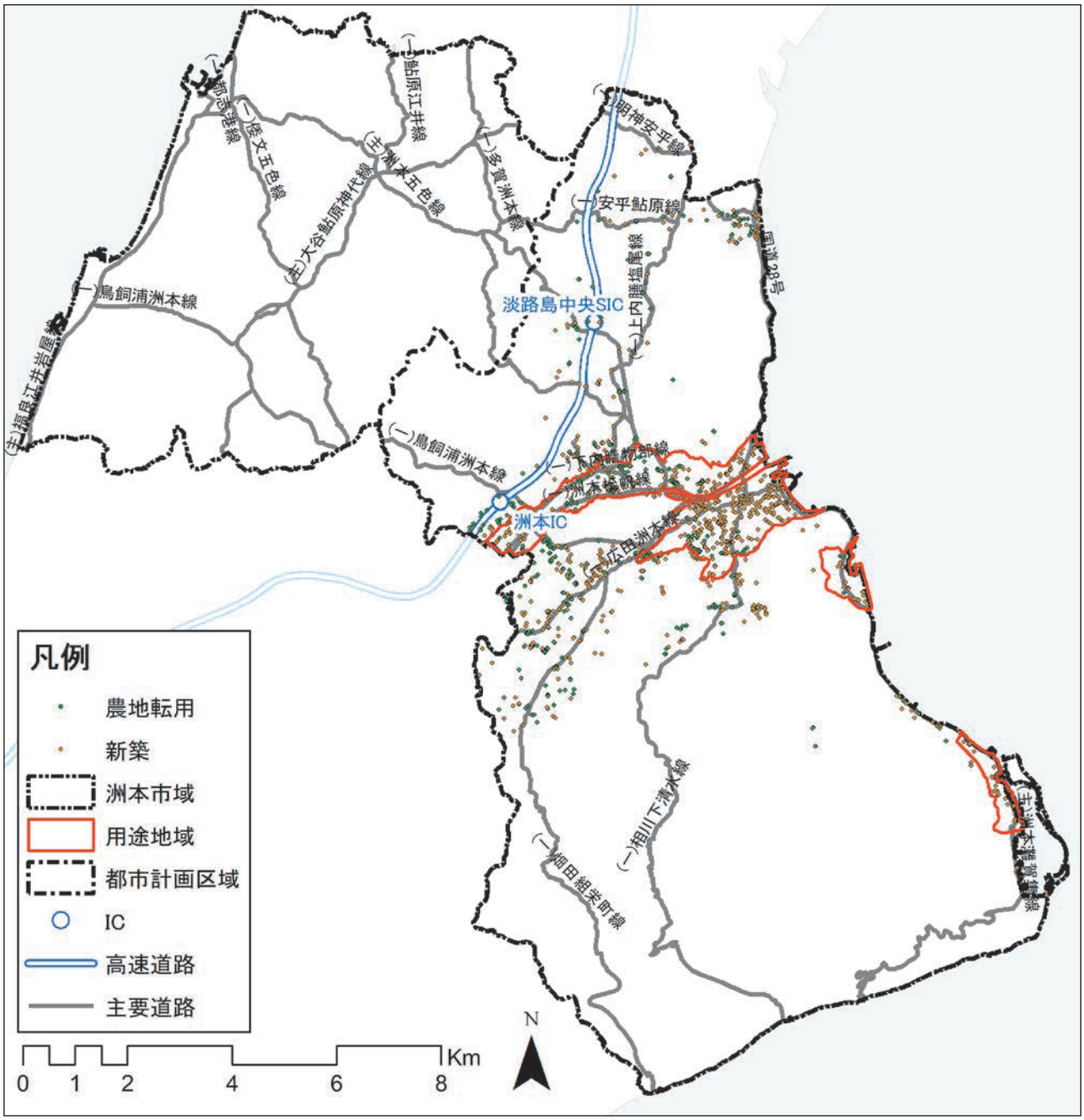

■農地転用、新築位置図（平成 21（2009）年～平成 30（2018）年）
（都市計画区域内のみ表示）

出典：都市計画基礎調査

（4）都市基盤

1）面整備

民間事業者などにより開発許可を受けた宅地開発が行われ、住宅地などが整備されてきましたが、近年（過去10年）の新規許可件数は、10件となっています。

■開発許可による宅地開発事業

番号	開発場所	面積（㎡）	用途	用途地域	開発年
1	小路谷	7,421.9	住宅団地	住居	昭和51年
2	上物部	6,888.4	住宅団地	指定なし	昭和51年
3	千草	56,750.0	住宅団地	指定なし	昭和51年
4	池ノ内	6,130.0	住宅団地	指定なし	昭和53年
5	宇原	7,525.0	住宅団地	指定なし	昭和54年
6	小路谷	9,509.0	仮設建物（資材置場）	指定なし	昭和55年
7	山手一丁目	12,773.0	住宅団地	商業・住居	昭和55年
8	上内膳	27,351.0	クラブハウス（グランド）	準工業	昭和57年
9	千草	10,563.0	住宅団地	指定なし	昭和61年
10	上物部	3,120.0	住宅団地	指定なし	昭和62年
11	小路谷	6,141.0	住宅団地	指定なし	昭和62年
12	下内膳	11,819.4	住宅団地	指定なし	昭和62年
13	大野	18,501.9	住宅団地	指定なし	昭和62年
14	安乎	10,379.2	住宅団地	指定なし	昭和63年
15	千草	37,726.3	住宅団地	指定なし	平成　4年
16	大野	12,577.8	住宅団地	指定なし	平成　4年
17	安乎	6,566.7	住宅団地	指定なし	平成　9年
18	新村	3,427.3	住宅団地	指定なし	平成　9年
19	下加茂	8,811.8	店舗	第一種住居	平成　9年
20	金屋	8,618.0	住宅団地	指定なし	平成13年
21	物部	3,218.0	住宅団地	第一種中高層	平成20年
22	納	11,595.9	店舗	指定なし	平成23年
23	大野	4,127.8	店舗	指定なし	平成25年
24	五色町鮎原	28,564.0	企業誘致	都市計画区域外	平成26年
25	物部一丁目	4,210.4	サ高住	第二種中高層	平成26年
26	大野	5,624.7	店舗	指定なし	平成27年
27	五色町鮎原	75,520.0	倉庫兼事業所	都市計画区域外	平成27年
28	上内膳	30,668.8	店舗	準工業	平成28年
29	物部三丁目	11,491.2	住宅団地	第一種住居	平成28年
30	大野	4,572.3	店舗	指定なし	平成29年
31	五色町広石	49,817.6	企業団地造成	都市計画区域外	平成31年

本市においては、これまでに施工された土地区画整理事業や、公有水面埋め立て事業により都市基盤が整備され、市街化が進んでいます。

■市街地の基盤整備事業等

番号	名称	面積（ha）	事業名
1	宇原大坪土地区画整理事業	5.9	土地区画整理事業
2	古茂江港	22.4	公有水面埋め立て事業
3	由良港	1.0	公有水面埋め立て事業
4	中浜埋立地	3.4	公有水面埋め立て事業
5	洲本港	4.1	公有水面埋め立て事業
6	鳥飼漁港	2.2	公有水面埋め立て事業
7	船瀬漁港	0.1	公有水面埋め立て事業

都市計画区域外である五色地域においては、合併以前の町施工による宅地開発事業を行い、住宅地を整備してきました。

■住宅団地開発（旧五色町施工）

番号	地区名	開発場所	面積（㎡）	開発年
1	鮎の郷団地	鮎原鮎の郷	51,217	平成元年～平成６年
2	さかえ団地	上堺	22,328	平成３年～平成６年
3	神陽台団地	鮎原神陽	82,249	平成５年～平成13年
4	若葉台団地	広石中	28,957	平成10年～平成13年

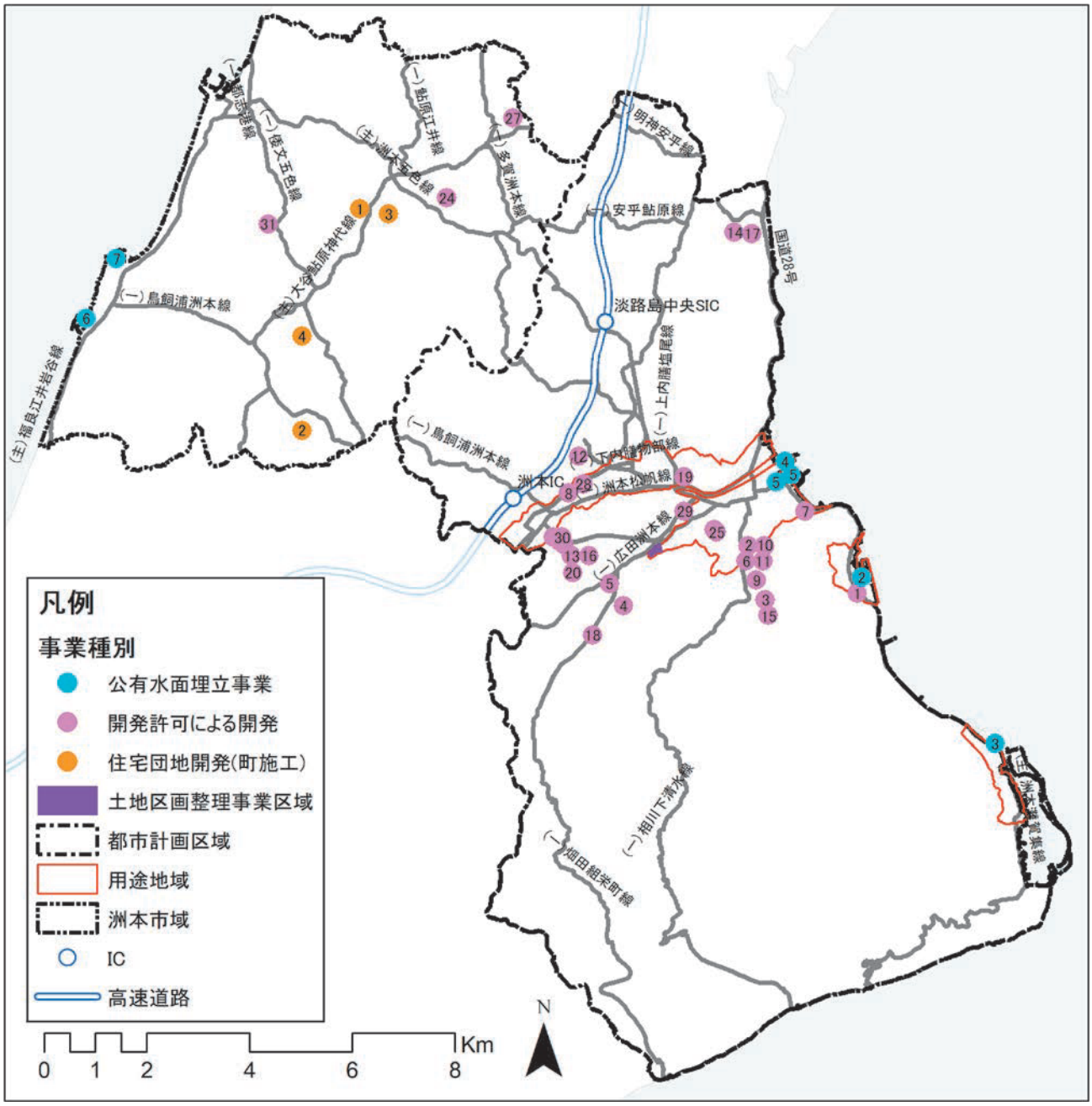

■宅地開発事業等位置図

2）交通

本市の主な道路交通網は、市の中心部を神戸淡路鳴門自動車道が通り洲本インターチェンジ（以下「洲本 IC」）と淡路島中央スマートインターチェンジ（以下「淡路島中央 SIC」）の 2 つの IC が存在します。また、東海岸沿いから市の中心部へと国道 28 号が通っています。それら 2 本の道路を軸に、主要地方道と一般県道が市内および島内のほぼ全域にわたってはりめぐらされています。

本市の都市計画道路は幹線道路 16 路線によりネットワークを形成しており、整備率は令和元年度末で 62.9%に留まっており、未整備の路線については、将来にわたり多大な費用と期間を要することから、今後の都市計画道路網のあり方が課題となっています。

公共交通アクセス圏域内にある 100m メッシュ人口の合計値は、約 1.7 万人であり、総人口の約 37%となっています。本市の公共交通アクセス圏域は、東海岸沿いから由良地区にかけての人口集積地、五色地域の人口集積地を概ねカバーする一方、中心市街地南部や、(一）広田洲本線、(一）畑田組栄町線の沿道の人口集積地をカバーできていません。

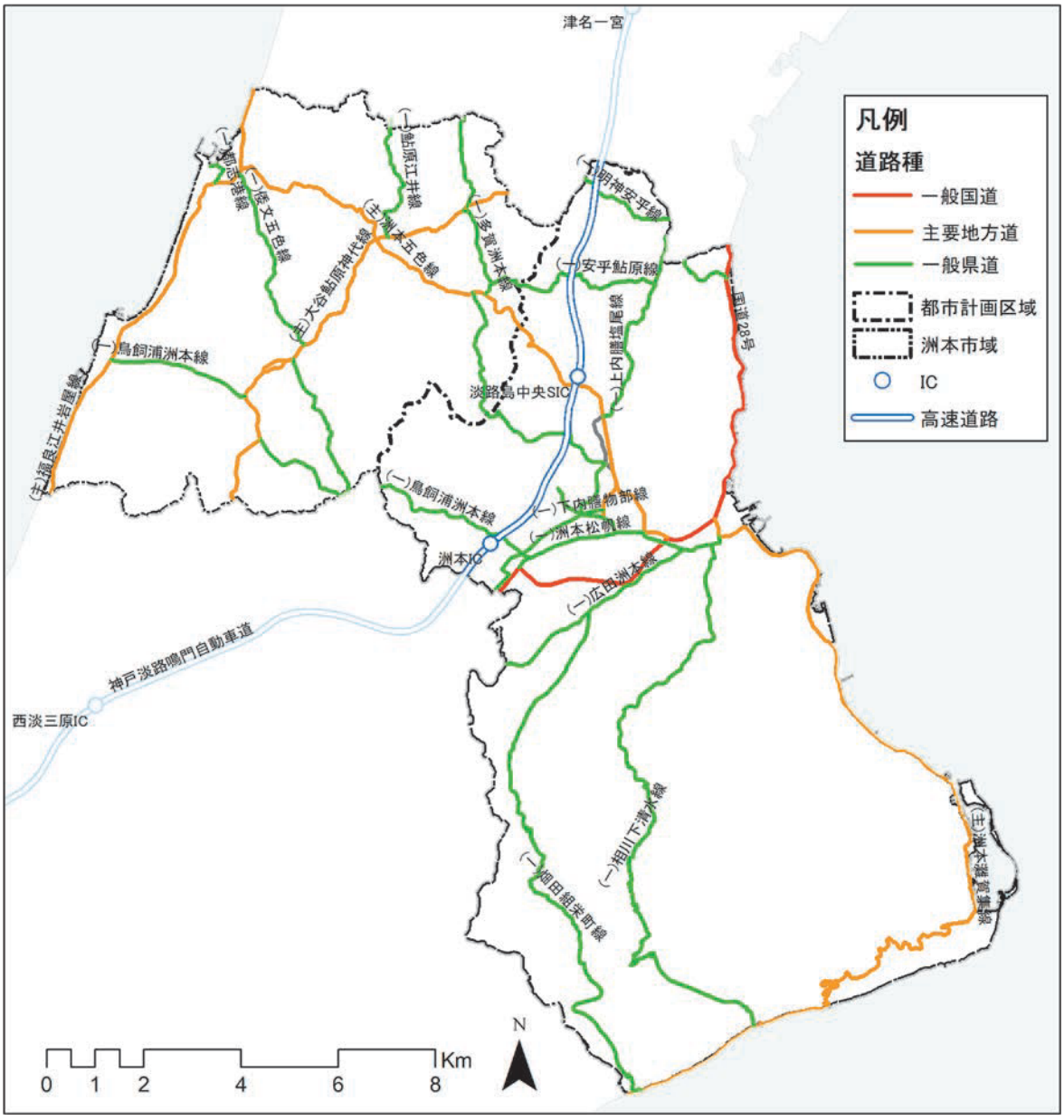

■交通網図

出典：淡路県民局管内図、交通センサス

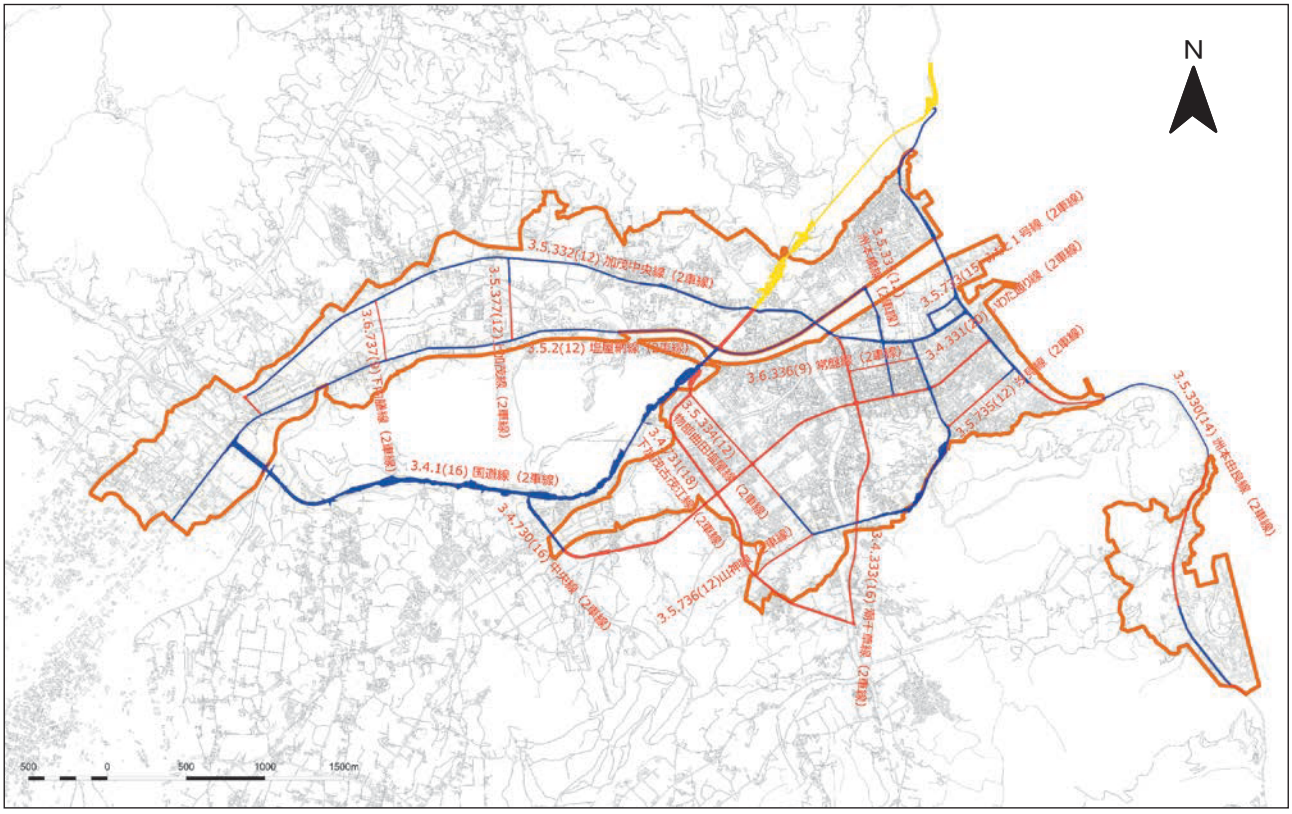

■都市計画道路の整備状況（令和元（2019）年度時点）

種別	名称				決定告示年月日	幅員	車線数	延長			整備率（%）
	番号			路線名				計画	改良	概成済	
幹線街路	3	4	1	国道線	S57. 6.15	16	2	6,040	4,860	0	80.4%
	3	5	2	塩屋納線	S48.12.11	12	2	4,890	210	4,660	99.6%
	3	5	330	洲本由良線	S22. 3.31	14	2	5,050	1,090	2,740	75.8%
	3	4	331	いわた通り線	H 9.12. 5	20	2	380	380	0	100.0%
	3	5	332	加茂中央線	S48.12.11	12	2	3,650	1,400	1,680	84.4%
	3	4	333	潮千草線	S24. 3.31	16	2	2,300	560	0	24.3%
	3	5	334	物部曲田塩屋線	S39. 3.23	12	2	3,410	2,560	0	75.1%
	3	5	335	洲本橋線	S39. 3.23	12	2	700	200	500	100.0%
	3	6	336	常磐線	S22. 3.31	9	2	440	0	0	0.0%
	3	5	337	上加茂線	S48.12.11	12	2	510	150	0	29.4%
	3	4	730	中央線	S48.12.11	16	2	3,450	400	0	11.6%
	3	4	731	下加茂古茂江線	S48.12.11	18	2	2,160	0	0	0.0%
	3	5	733	みなと１号線	H 9.12. 5	15	2	310	310	0	100.0%
	3	5	735	汐見線	S39. 3.23	12	2	570	0	100	17.5%
	3	5	736	山神線	S48.12.11	12	2	450	0	0	0.0%
	3	6	737	下内膳線	S48.12.11	9	2	380	0	0	0.0%
16 路線の計								34,690	12,150	9,680	62.9%

出典：都市計画現況調査

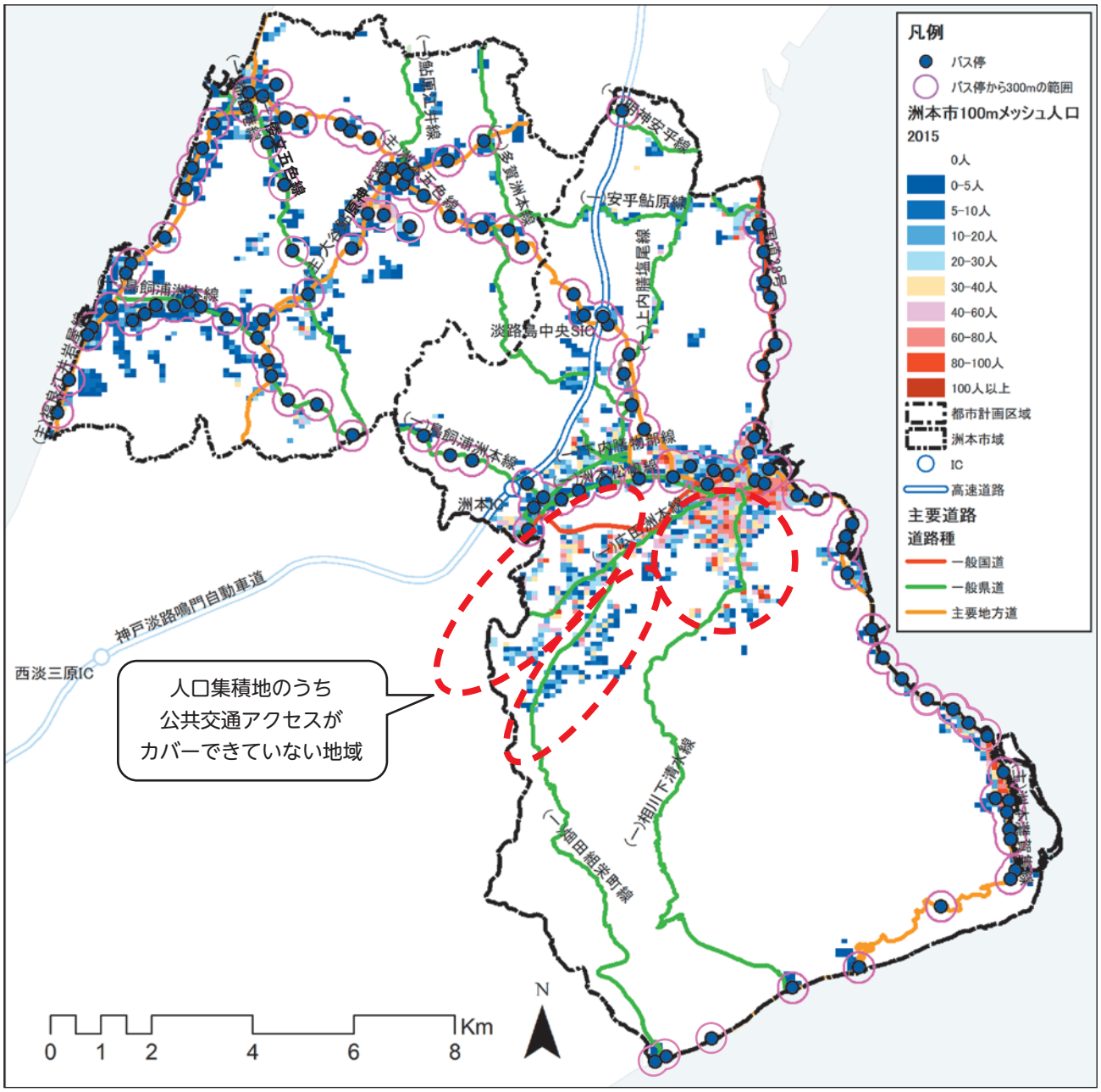

■バス路線のカバー圏

出典：交通センサス、国土数値情報

3）公園・緑地

本市における公園緑地は、都市公園の大浜公園をはじめとして、農業公園、宅地開発で作られた小規模な公園などがあり、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場として、潤いのある生活空間を形成するために整備が進められ、利用されています。

このうち大浜公園のみが都市計画公園となっています。

また、一人当たりの公園面積は 6.7㎡ / 人と全国平均（10.5㎡ / 人）および兵庫県平均（11.2㎡ / 人）を下回っています。

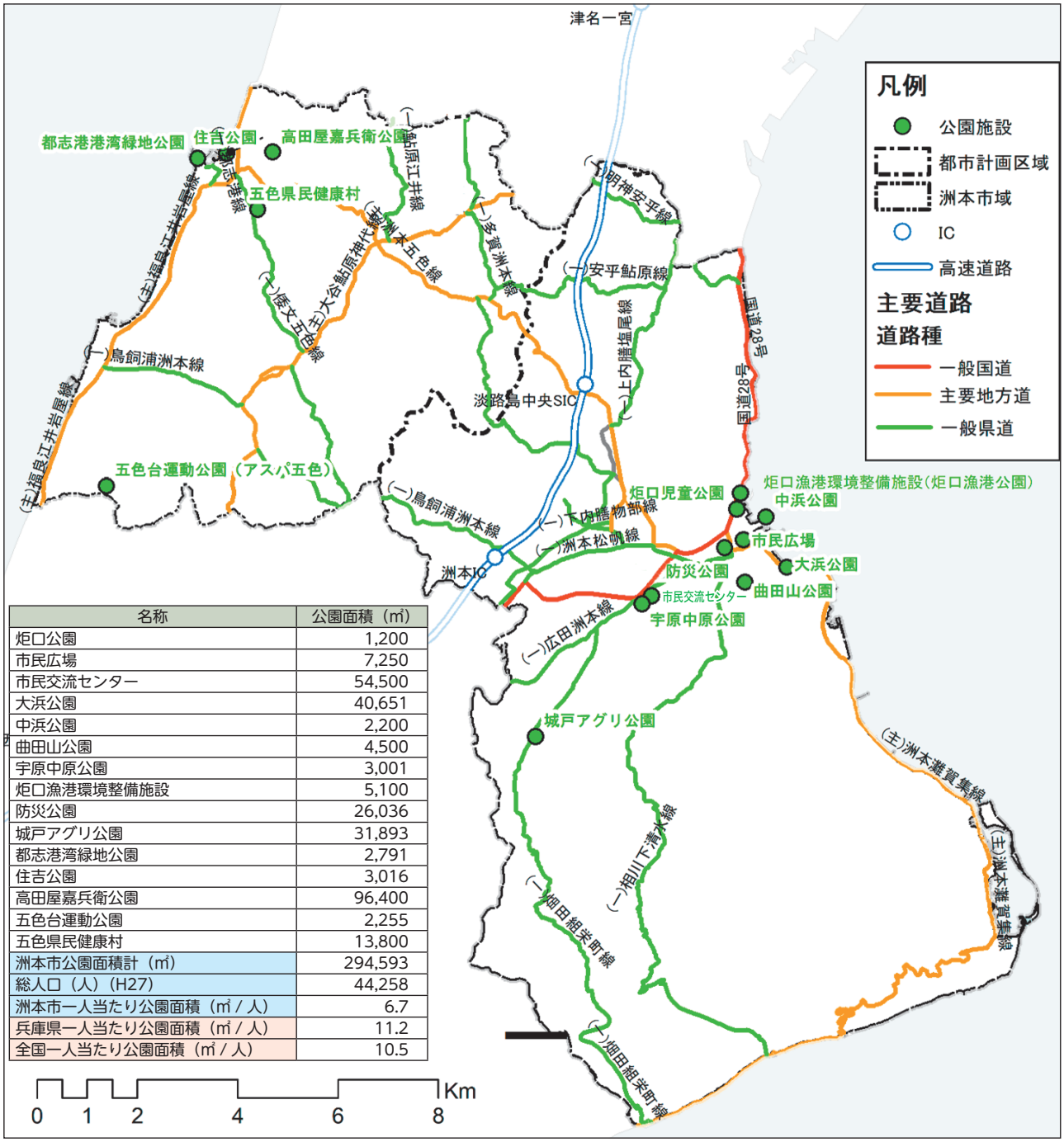

名称	公園面積（㎡）
炬口公園	1,200
市民広場	7,250
市民交流センター	54,500
大浜公園	40,651
中浜公園	2,200
曲田山公園	4,500
宇原中原公園	3,001
炬口漁港環境整備施設	5,100
防災公園	26,036
城戸アグリ公園	31,893
都志港湾緑地公園	2,791
住吉公園	3,016
高田屋嘉兵衛公園	96,400
五色台運動公園	2,255
五色県民健康村	13,800
洲本市公園面積計（㎡）	294,593
総人口（人）（H27）	44,258
洲本市一人当たり公園面積（㎡ / 人）	6.7
兵庫県一人当たり公園面積（㎡ / 人）	11.2
全国一人当たり公園面積（㎡ / 人）	10.5

■主な公園緑地等配置図

出典：国土交通省 平成 29（2017）年度末都道府県別一人当たり都市公園等整備現況

4）上下水道

本市は、五色地域の鳥飼浦周辺、先山周辺、柏原山周辺等の山地を除く区域が水道供給区域となっており、人口が集積する平地等を概ねカバーしています。

下水道は、洲本処理区と都志処理区があり、洲本処理区の処理区域面積は 302ha で、整備率 37.7%、都志処理区は 68ha で、整備率 89.4%となっています。

また、これらの汚水処理は、洲本処理区は洲本環境センター（すいせん苑）で、都志処理区は五色浄化センターで行っています。

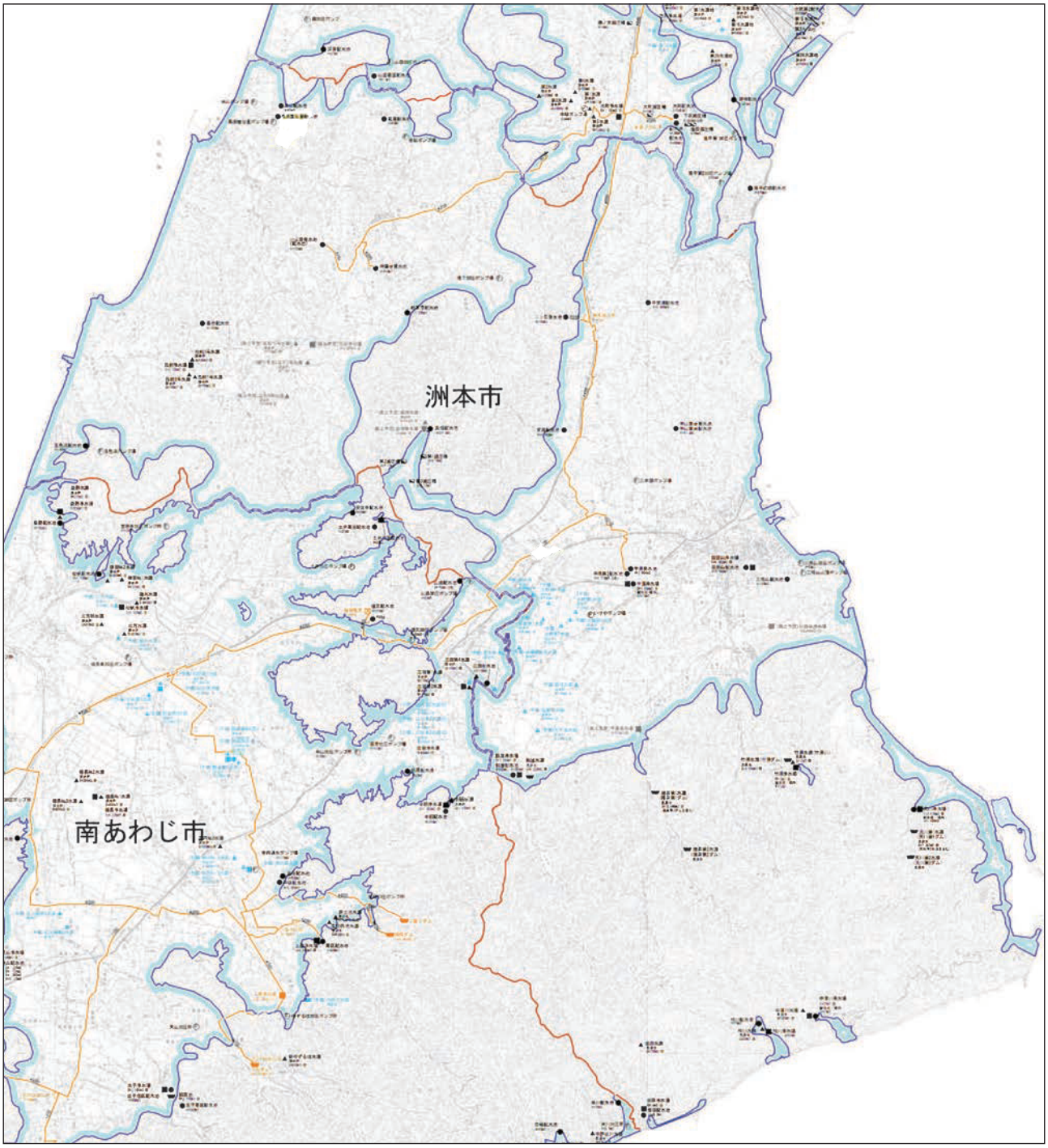

■洲本市の水道供給区域（平成 22（2010）年 3 月時点）　出典：淡路広域水道事業創設認可一般平面図

処理区	事業種別	排除方式	計画処理区域面積	供用開始区域面積	整備率
洲本処理区	単独	分流式	800ha	302ha	37.7%
都志処理区	単独	分流式	76ha	68ha	89.4%

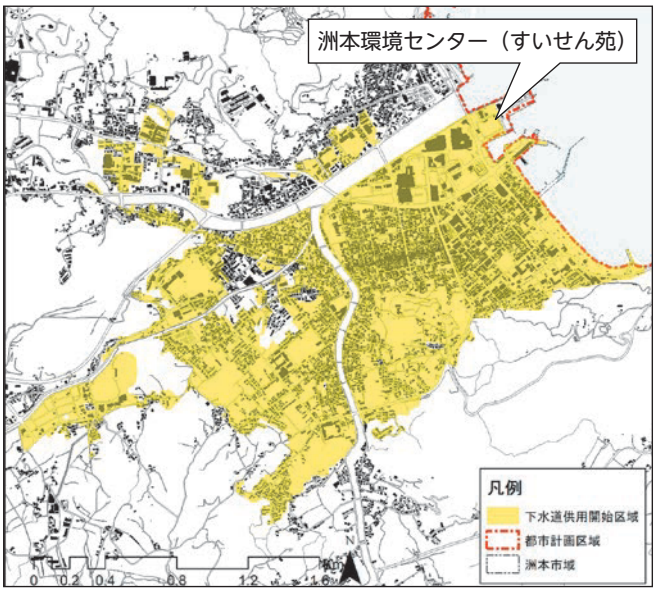

■公共下水道処理区域（洲本処理区）

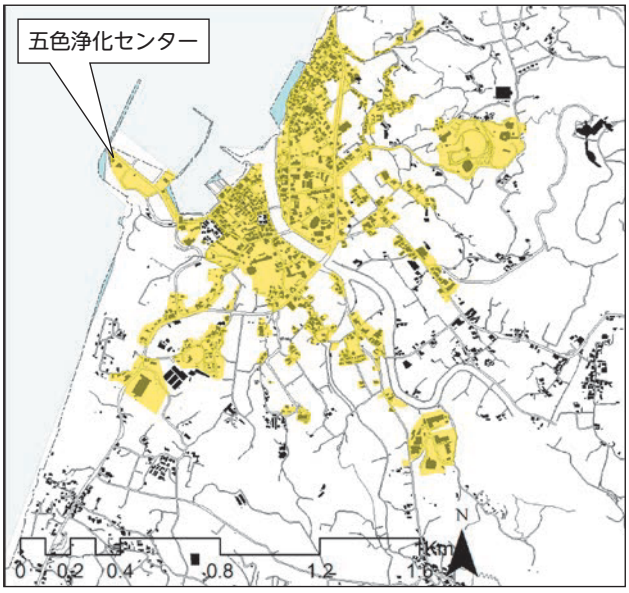

■特定環境保全公共下水道処理区（都志処理区）

（令和３（2021）年３月時点）

5）その他都市施設

そのほかに市民生活を支えるための施設としては、不燃ごみ・粗大ごみ処理場（淡路広域行政事務組合粗大ごみ処理場）や可燃ごみ処理場のやまなみ苑（洲本市･南あわじ市衛生事務組合）、し尿･浄化槽汚泥高度処理施設（塩屋衛生センター）、洲本地域と五色地域の２か所で稼動している火葬場があります。

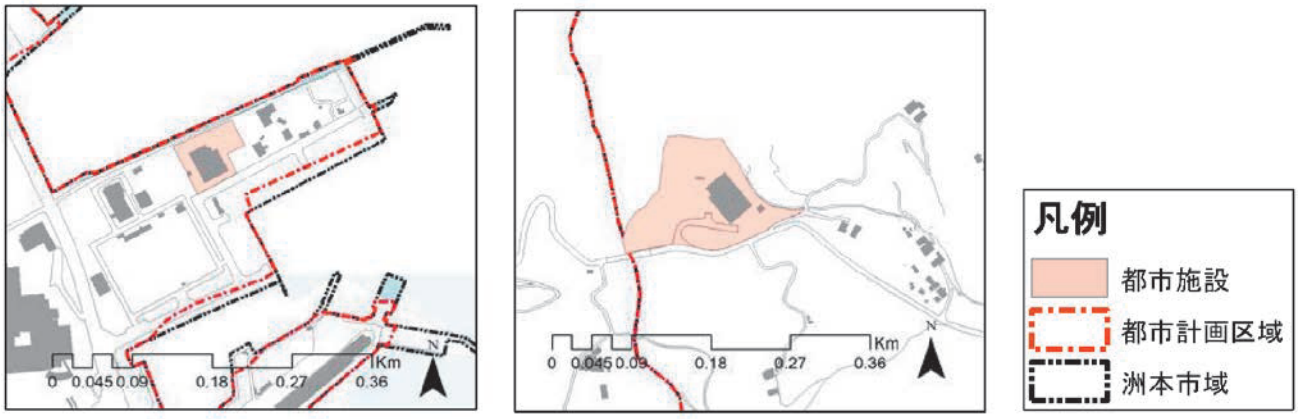

■左：塩屋衛生センター　右：淡路広域行政事務組合粗大ゴミ処理場

（5）防災

1）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

本市の土砂災害警戒区域は、先山の斜面、由良地区の背後の斜面地において指定されているほか、中心市街地縁辺部にも多く存在します。

また、淡路市との境界付近に、一部土砂災害特別警戒区域が指定されている地域も存在します。

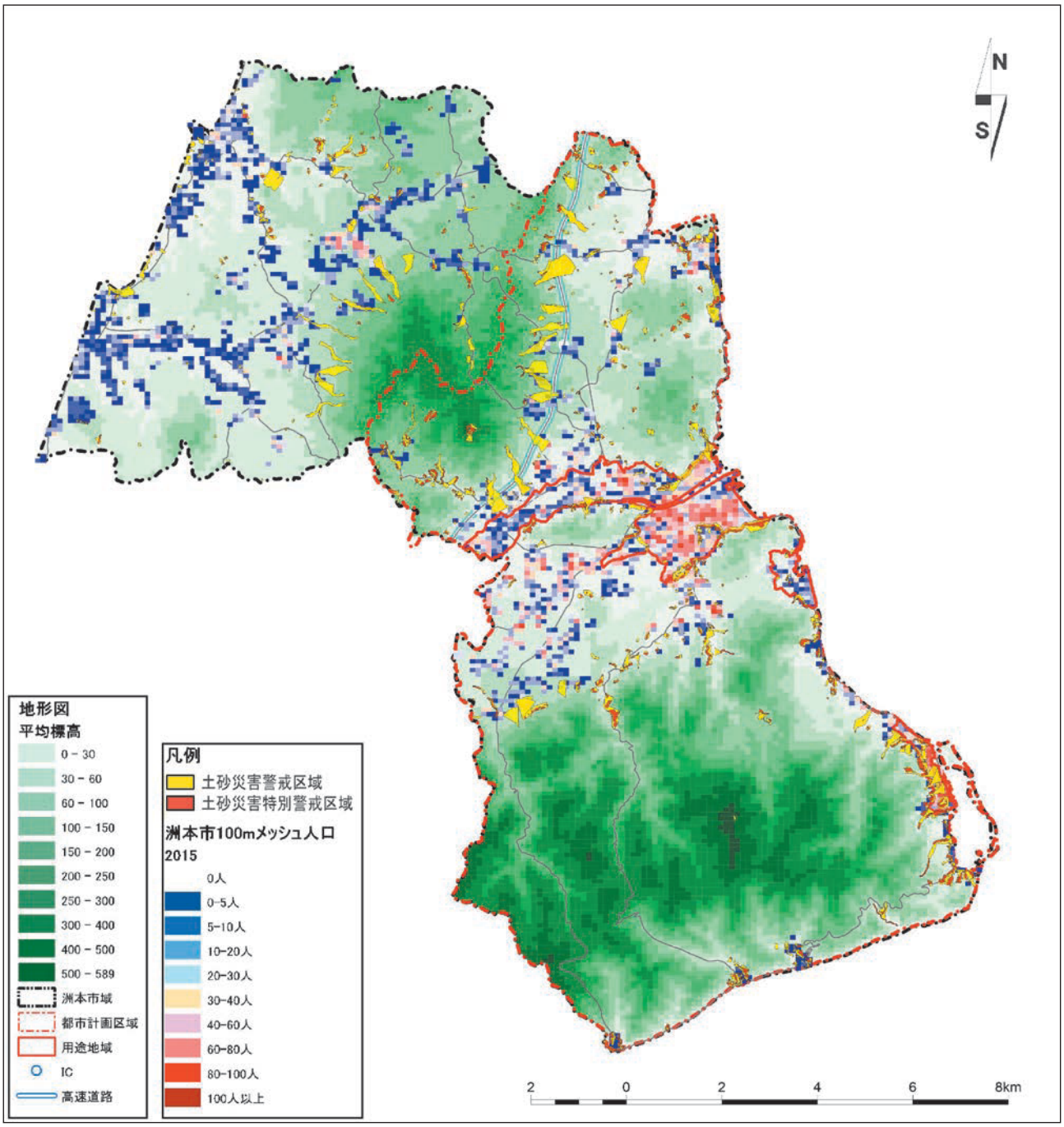

■土砂災害（特別）警戒区域（令和３（2021）年３月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（土砂災害）

2）洪水浸水想定区域

本市の中心部の用途地域の大半が洪水浸水想定区域に指定されているほか、五色地域の沿岸部においても、一部洪水浸水想定区域に指定されています。

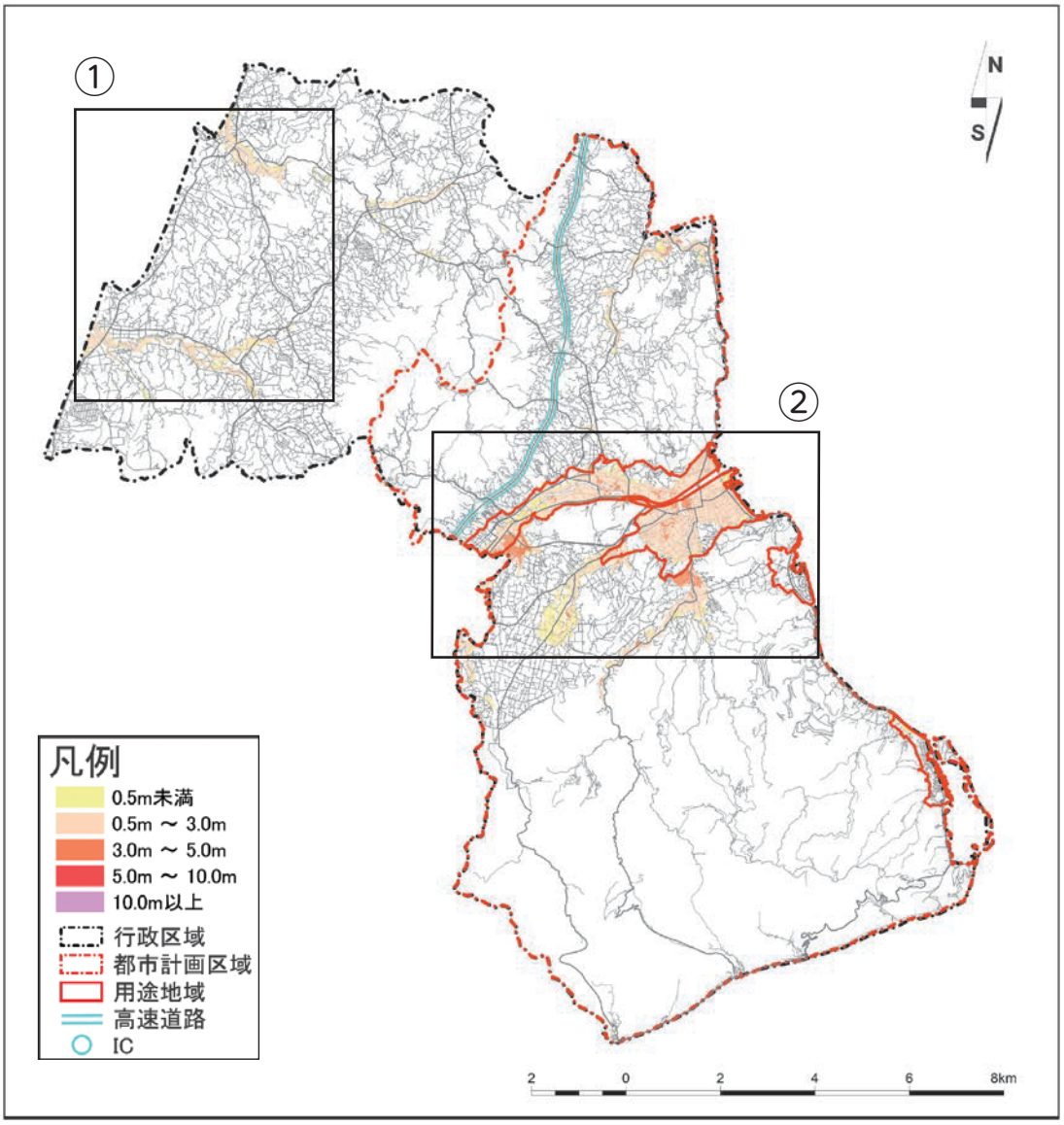

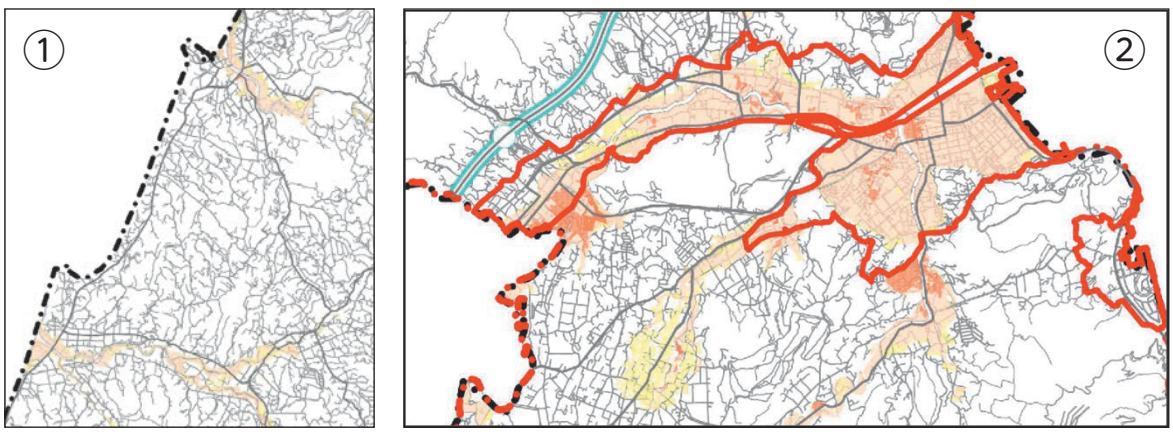

■洪水浸水想定区域（令和元（2019）年８月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（洪水）

3）津波浸水想定区域

用途地域内の中心市街地のほか、由良地区周辺においても津波浸水想定区域が指定されています。洲本川の北側の地域においては一部１m 以上～２m 未満の浸水が想定されている地域もあります。

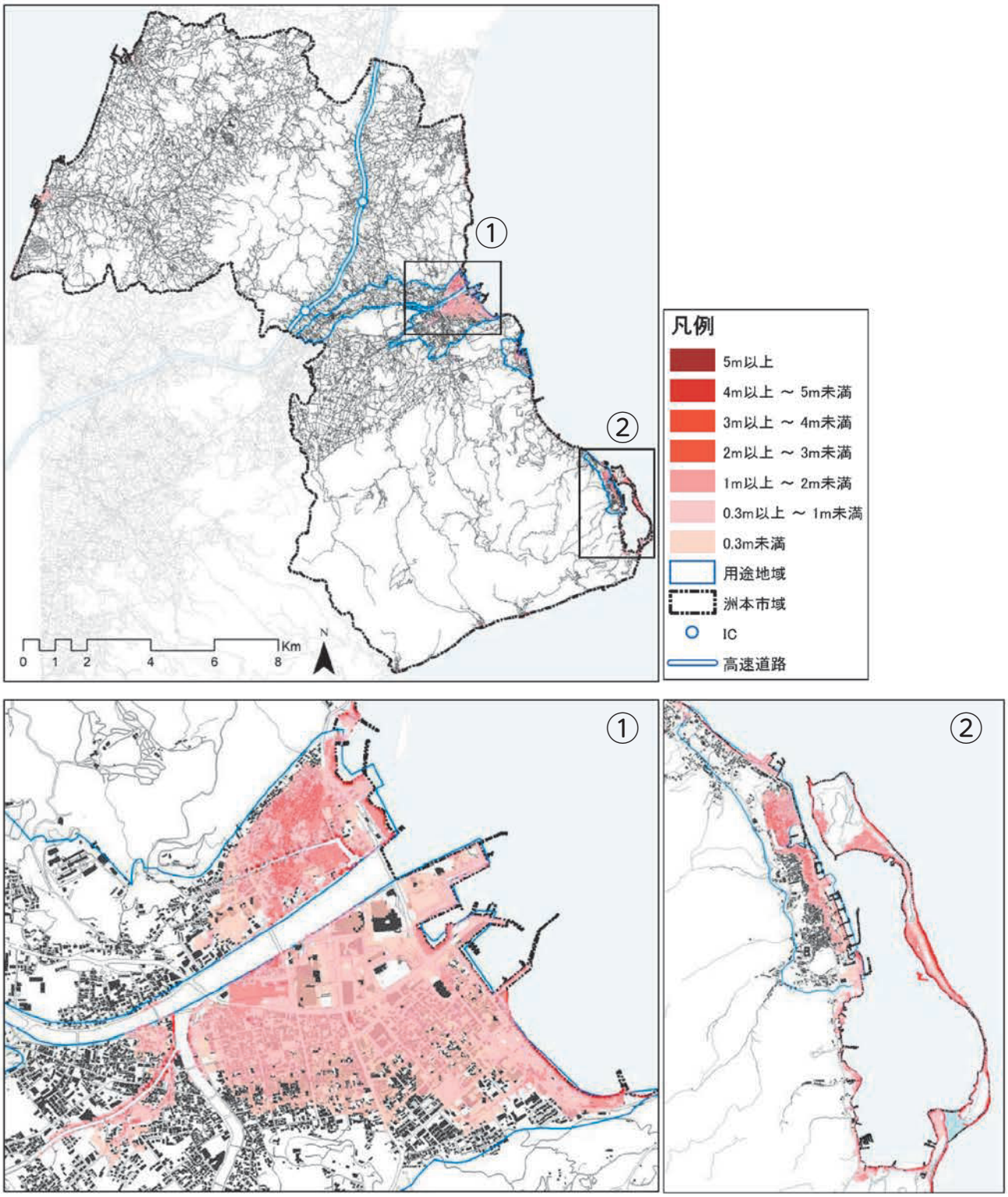

■津波浸水想定区域（平成 25（2013）年 12 月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（津波）

（参考）津波防災インフラ整備計画による取り組み（兵庫県）

南海トラフ巨大地震による津波に備え、防潮堤の整備・補強等の津波対策を計画的・効率的に推進するため、平成 27（2015）年 6 月に防潮堤等の沈下対策を追加するとともに、津波対策による浸水想定区域の縮減効果をとりまとめ、「津波防災インフラ整備計画」を策定しました。

上記計画の中で本市は重点整備地区に位置付けられています。

洲本地区は、L1 津波を防潮堤・樋門で防ぎ、L2 津波は防潮堤・樋門の対策により浸水被害を軽減するという取り組み方針を掲げています。

対策後の効果としては、L2 津波の場合、「堤内地の浸水面積を約 9 割縮減（103ha → 13ha）」、「人家部の浸水深を避難行動がとれる 0.3 m未満に低減」することとなっております。

なお、主な対策一覧や対策効果は下表の通りです。

■洲本地区対策一覧

対策	事業量	工程	
		H25（2015）- H30（2020）年度	R1（2021）- R5（2025）年度
①陀仏川樋門の整備	1 基	■	
②防潮堤の整備（市施工含む）〔越流対策、沈下対策を含む〕	0.3km	■	■
③防潮堤の越流対策	0.7km	■	
④防潮堤の沈下対策	0.2km	■	

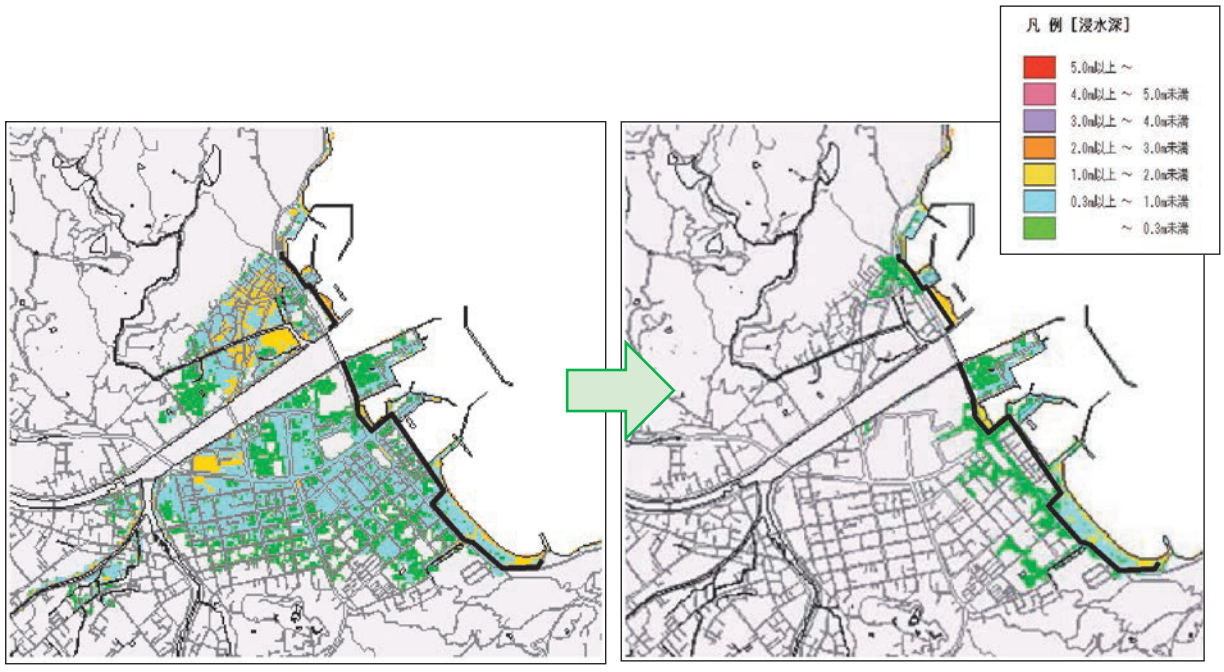

■対策前後の浸水想定区域図

出典：津波防災インフラ整備計画（令和 2（2020）年 7 月版）

4）高潮浸水想定区域

用途地域内の中心市街地のほか、由良地区周辺や五色地域の都志、鳥飼地区周辺においても高潮浸水想定区域が指定されています。特に洲本川、都志川、鳥飼川の河口付近両岸では、広い範囲で１m 以上～３m 未満の浸水が想定されています。

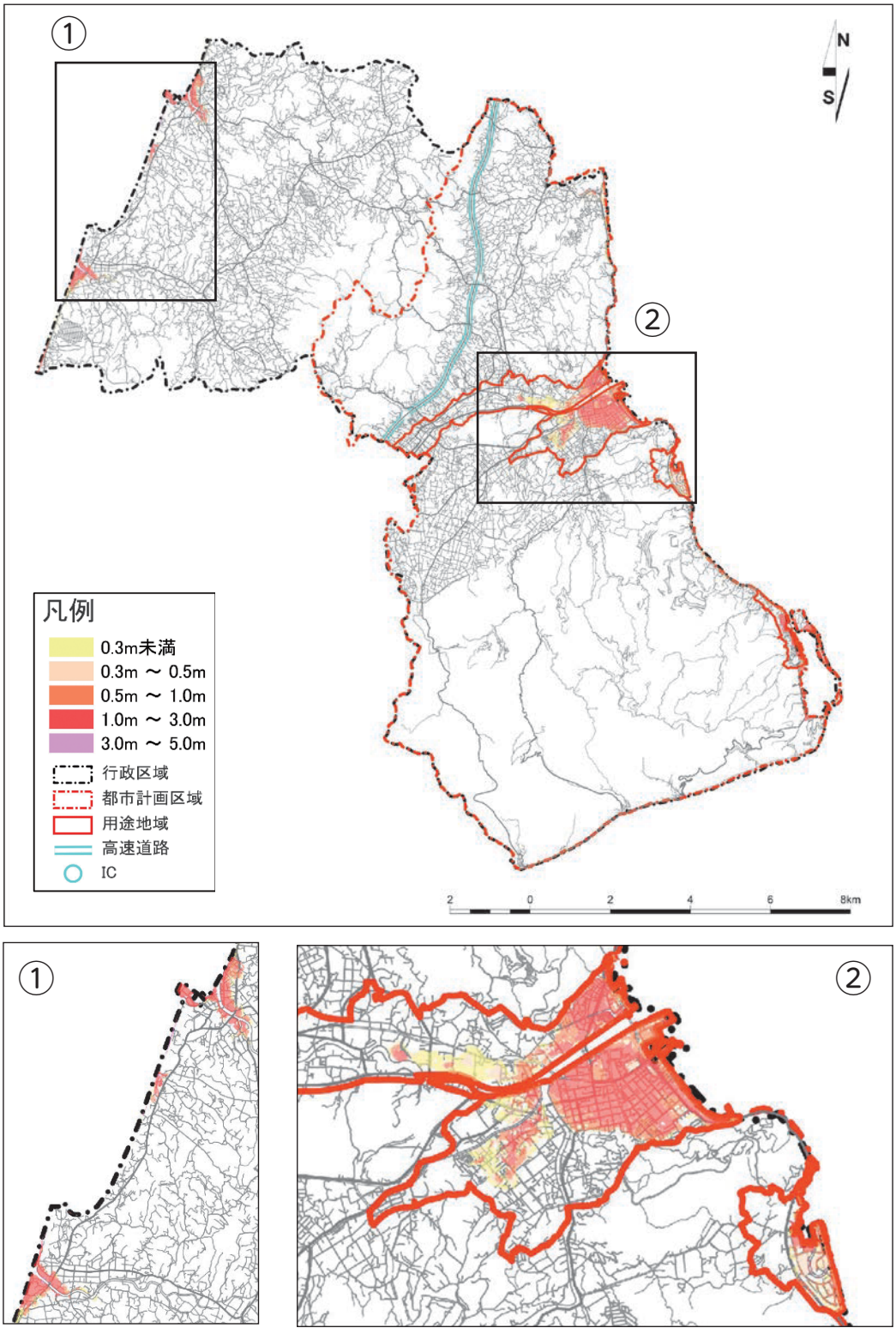

■高潮浸水想定区域（令和３（2021）年４月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（高潮）

（6）財政

歳入は、市税収入が、人口減少、景気低迷による個人・法人所得の減少、地価下落等を反映して平成９（1997）年の 73.3 億円をピークに減少傾向にあります。平成 24（2012）年では、59 億円をやや下回る程度にまで落ち込み、15 年間で 14 億円以上減少しています。今後とも人口減少が見込まれるなかで、市税収入はさらに減少していくことが予想されます。

歳出は、普通建設事業費が、平成 17（2005）年以降、大幅に減少していますが、経常的な扶助費や公債費、公共施設等に係る維持補修費が年々増加しており、今後の財政を圧迫していくことが予想されます。

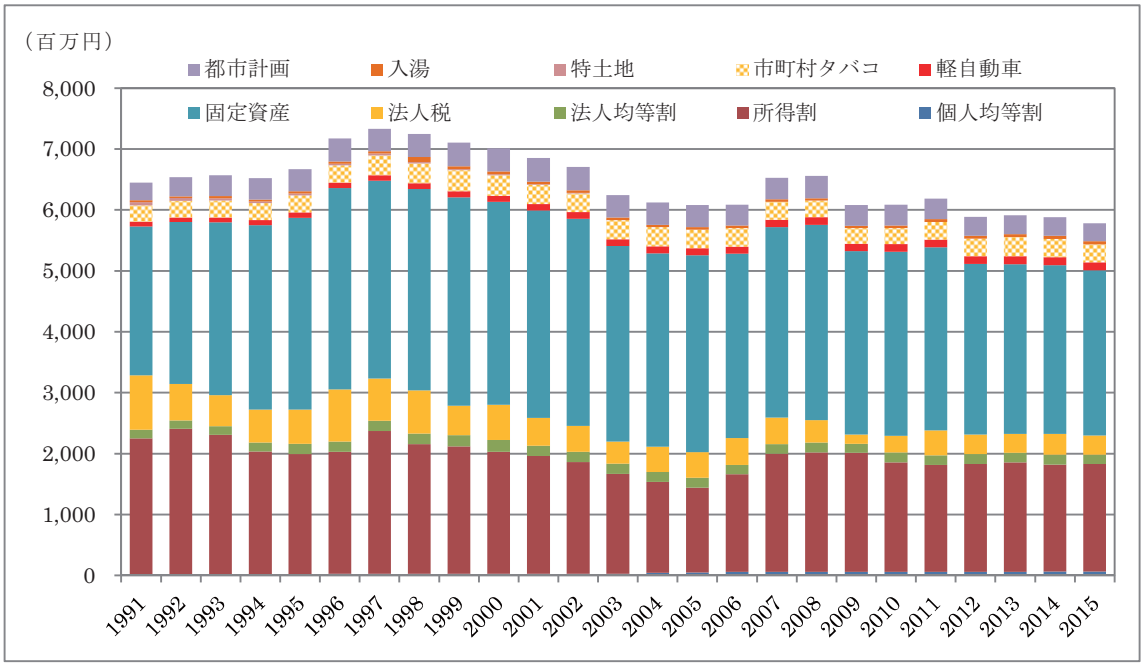

■市税収入額の推移

出典：洲本市公共施設等総合管理計画

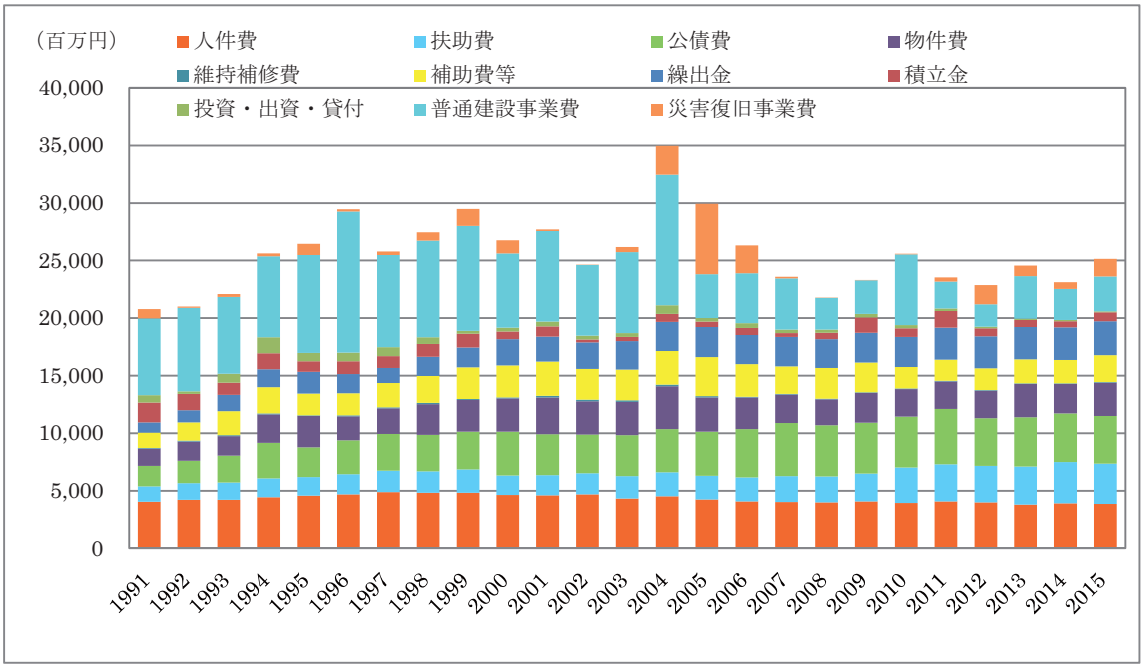

■歳出決算額の推移

出典：洲本市公共施設等総合管理計画

1.2 上位・関連計画

1．淡路地域都市計画区域マスタープラン

策定年月	令和３年３月	策定機関	兵庫県
計画の趣旨位置付け	本市の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の上位計画にあたり、中長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの		
目標年次	令和７年（2025 年）		
将来の都市像	県内で人口減少率及び高齢化率が最も高くなることが予測される本区域においては、交通ネットワークによる神戸市や徳島市などの地域外や地域内の都市機能集積地区間の連携強化により、地域全体での都市機能の確保を図る。また、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。 **○市街地エリア** ・国内外の来訪者との多様な交流・環流の拡大　・市街地の拡散の防止や景観の保全 ・災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する **○市街地以外のエリア** ・地域主導による集落の機能維持や地域活性化の促進 ・デマンド型交通の導入、情報ネットワーク等により都市機能集積地区との連携を維持・確保し、活力を維持		
主要な都市計画の決定方針	**都市づくりに関する方針** **(1) 地域連携型都市構造化の方針** 洲本市役所周辺を都市機能集積地区として、都市機能の充実や人口の集積を図りながら、隣接市と相互補完を行い、淡路地域全体で都市機能の確保を図る。また、神戸淡路鳴門自動車道等からなる広域連携軸によって地域外との都市機能の相互補完及び、交流の促進を図る。 **(2) 土地利用に関する方針** 地域の特性に応じた土地利用コントロールを行い、特に洲本 IC や淡路島中央 SIC 周辺、国道 28 号、県道福良江井岩屋線の沿道等においては、周辺環境と調和した適切な開発を誘導するとともに、緑条例の計画整備地区制度を活用し、土地利用の誘導を図る。洲本 IC 周辺等の地域においては、産業立地を促進する。条例による国準則の緑地面積等の緩和など、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。 **(3) 都市施設に関する方針** 計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた、戦略的な維持管理・更新を進める。長期未着手の都市計画公園等は、廃止を含めた適切な見直しを行う。学校、公民館、病院等の施設は、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。余剰となった公有地は、民間事業者等による活用を促進する。 **(4) 市街地整備に関する方針** 既成市街地では、都市機能の充実を図り、古民家等の空き家を活用した観光交流、二地域居住や移住を促進する。地区の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強い市街地の整備を図るとともに、建築基準法の特例制度等を活用し、自主的な建替え等を促進する。ユニバーサル社会づくり推進地区の中心市街地周辺地区は、高齢者や女性、障害のある人等の社会参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進する。 **(5) 防災に関する方針** 災害時における都市機能の強靭化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを促進する。特に、南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。 **(6) 景観形成に関する方針** 屋外広告物条例による広告物の整除、緑条例による緑地の保全・創出等により、淡路地域にふさわしい景観を誘導する。インターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。公共施設等への淡路瓦や県産木材の活用、海辺や海上等からの眺望に配慮した緑化を促進する。 **(7) 地域の活性化に関する方針** 観光地においては、多言語対応の案内表示や Wi-Fi アクセス環境の整備等のインバウンドの受入れ基盤の整備を促進する。古民家や町家の空き家等、廃校等の公共施設の再生・活用等により、都市住民との交流、二地域居住や移住定住、テレワークやワーケーション等の新しい働き方に対応したオフィスの提供や企業誘致を促進する。		

2．新洲本市総合計画

策定年月	平成 30 年 5 月	策定機関	洲本市
計画の趣旨 位置付け	洲本市のまちづくりにおける最上位計画と位置付けられ、洲本市の目指すべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示す。		
計画期間	2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間		
将来都市像	豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本		
将来人口 （戦略人口）	洲本市総合戦略に基づく戦略的な取組により、人口減少を緩やかにする「戦略人口」を設定。 前期基本計画最終年（2022 年）：40,200 人　後期基本計画最終年（2027 年）：37,900 人		
土地利用の基本的な方向性	**■拠点：都市の発展を牽引する都市機能の集積拠点** **中心市街地拠点** 中心市街地拠点では、商業・業務・医療・公共機能などが集中している利便性の高さや、既存ストックを最大限に活用することで、本市のみならず淡路島の中核として一層の機能強化、再整備を図ります。 **地域生活拠点** 地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が集約されていることから、地域の都市活動の拠点として、まとまりのある市街地を形成します。 **■ゾーン：連続的な自然環境の整備保全と住環境との調和を推進するゾーン** **定住・田園ゾーン** 定住・田園ゾーンでは、地域の特性に応じた良好な生産と生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適正な土地利用を図るとともに、生活サービスとしての機能を補完するため、中心市街地拠点や地域生活拠点と地域公共交通などのネットワークでつなぎます。 また、農地が持っている多面的な機能を発揮させるための管理、農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と解消、効率的な利用を図ります。 **市街地ゾーン** 市街地ゾーンでは、まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化などの取組を推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の整備により、計画的な市街地の整備を図ります。 **臨海交流ゾーン** 臨海交流ゾーンでは、水産業の生産基盤の一層の充実を図るとともに、海辺を結ぶ回遊性の高い交流空間としての利用を図ります。 **森林ゾーン** 森林ゾーンでは、国土の保全や水源かん養など、豊かな緑地空間としての機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策や森林空間の総合的な利用を図ります。		

■土地利用基本構想図

3．淡路島地域公共交通網形成計画

策定年月	平成 30 年 3 月	策定機関	淡路島地域公共交通活性化協議会
計画の趣旨 位置付け	淡路島の地域公共交通網のマスタープランであり、交通政策の方向性及び諸施策を示す。本計画に基づき実施する事業については、淡路島定住自立圏構想への位置づけも検討。		
計画期間	2018（平成 30）年度から 2027（令和９）年度までの 10 年間		
めざすべき 将来像	誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現 ～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～		

課題解決に向けた具体の施策

■施策１　取組を推進していくための体制づくり

○統一的な推進体制を構築する
- ３市の企画・立案機能の統一
- コミュニティバス運営統一に向けた検討
- 地域内公共交通の一元管理組織の立ち上げ

■施策２　高速バスの維持・充実

○ IC カードにより高速バスの利便性を向上する
- IC カードシステムの導入
- 利用割引サービスの導入

○高速バスの地域内乗降（クローズドドアの解消）を調査・検討する
- 既存ネットワークへの影響、高速バス運行上の課題調査
- 実施エリアの検討、社会実験の実施

○結節点としての広域拠点機能を充実する
- 岩屋ポートターミナル建て替え
- 津名港ターミナル移転
- 待合環境の品質向上

■施策３　地域内バスネットワークの再編

○地域内バスネットワークを再編する
- 路線見直し案のとりまとめ
- 輸送力の確保
- 運行頻度、運行時間帯の拡大

○自主運行バスによりきめ細かいサービスを実現する
- 自主運行バスの導入検討

○乗り換え利便性を高める
- 結節点としての広域拠点機能の充実（再掲）
- 結節点としての地域拠点機能の充実
- 広域交通に合わせた運行ダイヤの調整
- 乗り継ぎ連絡切符の検討

○シームレスなバス利用環境を整える
- 生活交通バスへの IC カードシステム導入の検討
- 乗り継ぎ連絡切符の検討（再掲）
- 地域内統一の運賃体系の検討
- バスロケーションシステム導入の検討

■施策４　観光地への公共交通の利用促進

○観光地へバス等で移動できるようにする
- 案内機能の充実
- 観光客が公共交通で周遊できる環境の整備
- 公共交通と観光施設への送迎とバス等との連携

○観光地の情報を容易に入手できるようにする
- 観光客に向けた情報発信の強化
- 総合時刻表（あわじ足ナビ）の発行
- 案内機能の充実（再掲）

○特定観光施設へのバス路線のシンボル化に取り組む
- 導入検討（先行事例の調査など）

○地域内バスネットワークを補完する端末交通を充実・強化する
- 端末交通の充実・強化

■施策５　公共交通の利用推進

○バス等公共交通の利用気運を高める
- 公共交通を利用した通勤の推進
- 高校生等への公共交通利用の働きかけ
- 高齢者に対する公共交通利用の働きかけ
- 体験乗車の社会実験の実施
- 利便性・実用性等情報発信
- 総合時刻表（あわじ足ナビ）の発行（再掲）

◆地域公共交通ネットワークの将来像◆

4．第２期淡路島定住自立圏共生ビジョン

策定年月	平成 30 年 12 月 7 日	策定機関	洲本市
計画の趣旨位置付け	複数の市町村が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な都市機能・生活機能を圏域全体で確保し、圏域の一体的発展と定住人口の促進を図る取組として、定住自立圏構想が創設された。本計画は定住自立圏の形成に向けた具体的なアクションプランである。		
目標年次	2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度までの５年間		
定住自立圏の形成に向けた基本的な考え方	（1）定住自立圏構想の趣旨に基づき、定住及び交流人口の増加を最優先目標とします。 （2）定住自立圏の形成に向けて、３市それぞれの個性ある地域づくりを基本に、中心市である洲本市の人材、技術、情報発信力、機能集積等を圏域内で共有し、３市が持つ地域資源の連携・活用に取組みます。 （3）中心市である洲本市は、圏域の発展を支える都市機能の集積をより一層、量的･質的に向上を図り、リーダーシップを発揮しながら、圏域住民の暮らしやすさの向上や圏域全体の活性化といった大きな視点から連携施策を検討し、実行します。 （4）圏域内の役割分担とネットワークの強化により、圏域全体のレベルアップを図るよう努めます。		
中心市宣言書に記した圏域の将来像（抜粋）	洲本市は、瀬戸内海に浮かぶ淡路島のほぼ中央部に位置しており、中世以後淡路地域の政治、経済、文化の中心として発展してきました。淡路島は気候風土が穏やかで、山海の幸に恵まれ、万葉の時代には朝廷に食材を献上する「御食国（みけつくに）」であり、現在も風光明媚な自然や豊かな食を求めて多くの観光客が訪れる観光地としても知られています。また、洲本市の中心に、明治、大正期に建てられた紡績工場のレンガ建物が、レストランや図書館などに姿を変え、近代化産業遺産を今に伝えています。淡路島は今、急速に進む人口減少、少子高齢化、経済の低迷など、一つの自治体では対応困難な課題に直面しています。こうした中、兵庫県、淡路島三市が共同で「あわじ環境未来島特区」を国に申請し、平成 23 年 12 月 22 日に国の地域活性化総合特区に指定されました。「あわじ環境未来島特区」は、「生命つながる環境の島」として、「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の三つの柱を掲げ、エネルギー、農と食、暮らしの３つの分野で淡路島の可能性を引き出し、地域の自立力・持続力を高めていくための様々な取組を出来ることから進め、国内や国内外の先進的モデルとなる地域づくりを推進することとしています。こうした特区の事業を更に推進し、また、人口減少、少子高齢化、経済の低迷といった課題に取り組むために、国が掲げる定住自立圏構想の下、本市を中心市として「淡路島定住自立圏」を形成し、連携する市と役割を分担・協力しながら暮らしに必要な生活機能を確保し、活力・魅力ある淡路島を実現していくことをここに宣言します。		
圏域づくりの目標	**(1) 安心・便利な環境づくり** ・医療環境が充実するとともに、犯罪が少なく、安全で便利な地域の中で、誰もが健康で安心して暮らし続けられる圏域をめざします。 ・移動の自由を確保するため、公共交通の利便性を高めるとともに、充実した生活サービスが利用できる圏域をめざします。 **(2) 田舎暮らしの推進、人口減少・少子高齢化への対応** ・都市部在住の人を対象に、田舎暮らしを進めるため、地域の魅力を向上し、定住・定着が可能な圏域をめざします。 ・子育て世代に対する支援制度を充実し、安全で安心して暮らせる圏域をめざします。 **(3) 地域の活力増進、歴史・文化などの継承** ・農業、漁業、商業、工業、観光業等の活力を増進し、地域で働く人々の力を結集することで、付加価値を生み出し続ける圏域をめざします。 ・低炭素社会の構築をめざし、環境に負荷をかけないやさしい社会づくりをめざします。 ・歴史・文化・伝統を継承・活用し、個性豊かな文化を創造する圏域をめざします。 **(4) 自立・協働の促進** ・地域のコミュニティ活動や市民活動を活発に行うことで、住民が主体的にまちづくりに取り組める圏域をめざします。 ・行政、市民、ＮＰＯなどが相互に役割分担しながら、共通の目標に向かってまちづくりに取り組む圏域をめざします。		

5．その他関連計画

計画名	洲本市国土利用計画	策定年月	令和 3 年 6 月
	洲本市空家等対策計画		平成 30 年 7 月
	洲本市津波避難計画		平成 29 年 4 月

1-3 住民意向

土地利用や、集約型都市形成に関する住民意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

なお、住民意向調査の対象は、無作為に抽出する 2,000 名とし、調査票を郵送により配布し、回収することで実施しました。

また、住民意向調査を行う範囲は 20 歳以上の洲本市全域に在住する住民と設定しました。

なお、回答者が特定の地区の住民に偏ることを防ぐことに加え、性別、年齢など多様な属性を持つ住民からの意見を反映させるため、地区ごとの調査票の配布数を全体人口に占める割合で按分し、年齢、性別の異なる属性に対し、均等に配布数を割り当てました。

■調査結果概要

調査時期	・郵送日：令和元（2019）年 9 月 30 日 ・締切日：令和元（2019）年 10 月 25 日（当日消印有効）
回収数 （回収率）	・回収数：731 票（回収率：36.6%）
人口	**・洲本市に暮らし続けたいか（定住意向）：** 「これからも洲本市で暮らし続けたい」と回答した割合：約 60% **・現在の住み心地に対する満足度：** 「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において不満、やや不満と回答した割合の合計：83.4% **・人口減少や高齢化の進行で生じる問題：** 「空き家や空き地が増加する」と回答した割合：57.7% **・住みよいまちづくりのために重要なこと：** 「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において重要、やや重要と回答した割合の合計：9 割超
産業	**・市外に転出する（したい）理由：** 「働く場所がないから」と回答した割合：28.2%（3 番目） **・淡路島中央 SIC 周辺で進めていくべき土地利用について：** 「観光交流施設の設置」と回答した割合：38.3%（最多） 「企業の誘致」と回答した割合：26.4%（2 番目）
土地利用	**・現在の住み心地に対する満足度：** 「空き家・空き地」において不満、やや不満と回答した割合の合計：84.5% 「大規模な未利用地などの活用」において不満、やや不満と回答した割合の合計：78.5% **・今後、洲本市の土地利用を、どのように進めていくべきか：** 「市街地の空地などを有効利用する」と回答した割合：36.8%（最多）
建築施設分布	**・「市外へ転出する予定がある」、「転出の予定はないが、市外に転出したい」回答者の、転出する（したい）理由：** 「生活するのに不便（買物・交通など）だから」と回答した割合：56.5%（最多） **・今後のまちづくりにおいて、徒歩で行ける範囲で充実させたい施設：** 「食料・日用品店舗」と回答した割合：42.1%（最多） 「診療所、医院」と回答した割合：29.4%（2 番目）
都市施設	**・現在の住み心地に対する満足度：** 「市民協力による河川、公園、道路の維持」において満足、やや満足と回答した割合の合計：43.1% **・今後のまちづくりにおいて、徒歩で行ける範囲で充実させたい施設：** 30 代の 40.0% が「公園、緑地」を徒歩圏で充実させたい施設に挙げている。
防災	**・住みよいまちづくりのために重要なこと：** 「耐震・耐火・避難場所・避難経路の確保」及び「道路・公園緑地・河川・ため池改修などによる雨水対策の推進」において重要、やや重要と回答した割合の合計：9 割超